

平成 19 年度 教育改革の推進のための総合的調査研究
教育振興に係る計画等に対する評価手法に関する状況調査

報告書

平成 20 年 2 月

株式会社三菱総合研究所

目次

1.	調査研究の実施概要	1
1.1	背景・目的	1
1.2	調査研究の方法	1
1.3	調査研究の実施体制	2
2.	海外事例調査	3
2.1	海外事例調査の結果概要	3
2.2	国別の調査結果	5
2.2.1	イギリス	5
2.2.2	フィンランド	16
2.2.3	フランス	27
2.2.4	ドイツ	51
2.2.5	アメリカ	61
3.	国内事例調査	68
3.1	国内事例調査の結果概要	68
3.2	自治体別の調査結果	71
3.2.1	北海道「第三次北海道教育長期プラン」	71
3.2.2	岩手県「第8次岩手県教育振興基本計画」	78
3.2.3	静岡県「静岡県教育計画「人づくり」2010プラン」	87
3.2.4	島根県「しまね教育ビジョン21」	92
3.2.5	宮崎県「宮崎の教育創造プラン」	97
3.2.6	京都市「京都市教育委員会政策推進方針」	105
3.2.7	東京都「東京都教育ビジョン」	111
3.2.8	三重県「三重県教育振興ビジョン」	115
3.2.9	山口県「山口県教育ビジョン」	119
3.2.10	北九州市「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」	124
4.	教育振興基本計画の評価手法及び評価結果の活用方法に関する示唆	129
4.1	国内外の事例から得られた知見・示唆の再整理	129
4.2	国内外の事例から得られた知見・示唆のポイント	132
4.2.1	評価のフレームワーク全体に関するポイント	132
4.2.2	目標設定段階におけるポイント	133
4.2.3	評価段階におけるポイント	134
4.2.4	評価の活用・公表段階におけるポイント	135
	参考資料	136

1. 調査研究の実施概要

1.1 背景・目的

本調査研究は、教育振興に係る計画等を策定している欧米諸国や国内地方自治体などの事例を調査し、わが国において教育振興基本計画を策定するに当たって、適切な評価手法や評価結果の活用方法を確立する際に資する知見やノウハウを把握・整理することを目的として実施した。

1.2 調査研究の方法

本調査研究では、評価のフレームワークに基づく共通の調査項目を設定した上で、国内外の以下の国や自治体を対象にした事例調査を行って、その内容を整理し、そこから得られた知見や示唆を最後に取りまとめた。事例調査については、WEB サイト等で公開されている文献で概要を把握した上で、必要に応じて専門家へのヒアリングを行い、4カ国及び6自治体について訪問ヒアリング調査を行った。

	調査対象事例	調査の方法
海外	イギリス	文献調査、訪問ヒアリング調査
	フィンランド	文献調査、専門家ヒアリング調査、訪問ヒアリング調査
	フランス	文献調査、専門家ヒアリング調査、訪問ヒアリング調査
	ドイツ	文献調査
	アメリカ	文献調査、訪問ヒアリング調査
国内	北海道	文献・インターネット調査、訪問ヒアリング調査
	岩手県	文献・インターネット調査、訪問ヒアリング調査
	静岡県	文献・インターネット調査、訪問ヒアリング調査
	島根県	文献・インターネット調査、訪問ヒアリング調査
	宮崎県	文献・インターネット調査、訪問ヒアリング調査
	京都市	文献・インターネット調査、訪問ヒアリング調査
	東京都	文献・インターネット調査
	三重県	文献・インターネット調査
	山口県	文献・インターネット調査
	北九州市	文献・インターネット調査

1.3 調査研究の実施体制

本調査研究は以下の体制で実施した。

総括責任者

金子篤志 人間・生活研究本部 ラーニング・イノベーション研究グループリーダー 主席研究員

実施責任者（プロジェクトリーダー）

仲伏達也 人間・生活研究本部 ラーニング・イノベーション研究グループ 主任研究員

実施担当者

田渕雪子 地域経営研究本部 都市・情報研究グループ 主席研究員

吉村春美 人間・生活研究本部 ラーニング・イノベーション研究グループ 研究員

糟谷英之 地域経営研究本部 都市・情報研究グループ 研究員

横田匡俊 人間・生活研究本部 ラーニング・イノベーション研究グループ 研究員

2. 海外事例調査

2.1 海外事例調査の結果概要

海外の事例調査を行った5カ国のうち、ドイツを除く4カ国について、その概要を一覧表に整理した。ドイツについては、国が教育振興に関する計画を策定しておらず、共通の調査項目での把握ができなかったために、一覧表への概要整理の対象外とした。

	イギリス	フィンランド	フランス	アメリカ（バージニア州）
計画	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：子どもと学習者のための5ヵ年計画 ■策定主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 旧教育技能省（現児童・学校・家庭省の内部サービス部門の戦略ユニット） ■対象分野（年次成果計画） <ul style="list-style-type: none"> 就学前教育、初等中等教育、高等教育、私立専門学校、生涯学習（成人教育）、教育行財政等の教育基盤分野 ■計画期間 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：5年間（2004年～2008年） ■数値目標（詳細は参考資料参照） <ul style="list-style-type: none"> 上記対象分野の全てに対して、2008年までの達成目標を設定 財務省と各省庁間で交わされる「公共サービス合意」においても5つの目標に対して数値目標を設定 ■予算の裏づけ <ul style="list-style-type: none"> 財務省と各省庁間で交わされる「公共サービス合意」の内容、数値目標に対する達成を参考に、3ヵ年度分の予算が配分。計画は公共サービス合意との関連性が高いが、計画自体の評価結果は予算配分に直接的な影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：教育・研究計画 2003-2008 ■策定主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 教育省 ■対象分野（年次成果計画） <ul style="list-style-type: none"> 就学前教育、初等中等教育（小学校・中学校教育の基礎教育）、後期中等教育（高等学校教育および職業教育・訓練）、高等教育（大学および高等専門学校教育）、生涯学習（一般を対象とした職業教育・訓練など）、研究・開発 ■計画期間 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：策定年の翌年から5年間（2004年～2008年） ■数値目標（詳細は参考資料参照） <ul style="list-style-type: none"> 上記対象分野の一部で、入学者数や資格取得者数といった「人数」またはその「割合」を数値の単位とする数値目標を設定 ■予算の裏づけ <ul style="list-style-type: none"> 高等教育部分については、教育省と大学等の高等教育機関との間で結ばれる「パフォーマンス協定」において、各機関の計画の遂行に対する責任と予算が直接的に連動 初等中等教育や生涯学習については、児童や人数に応じて地方自治体に予算が配分されるため計画との連動はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：学校の未来のための基本計画法の付属報告書 ■実施計画：年次成果計画 ■策定主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 基本計画は学校の未来委員会で検討され、国会で可決 実施計画は担当局（教育省、高等教育・研究省、農業省（教育・研究局））のプログラム責任者が、成果予想・評価局の協力を得ながら、財務省との協議を経て決定 5～6年に1回は財務省管轄の計画聴取省間委員会が、プログラムや目標等の妥当性評価を実施 ■対象分野（年次成果計画） <ul style="list-style-type: none"> 初等教育（就学前教育を含む）、中等教育、学校生活、私立初等中等教育、教育施策支援、農業技術教育 高等教育・大学研究、学生生活 ■計画期間 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：5年間（2006年～2010年） 年次成果計画：1年間（毎年） ■数値目標（詳細は参考資料参照） <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：7つの数値目標 年次成果計画：ほぼ全てのプログラム（8つのうち7つ）に対して、140の評価指標を設定 ■予算の裏づけ <ul style="list-style-type: none"> 年次成果計画は全て予算と連動 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：教育総合計画 2007-2012 ■策定主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 ■対象分野 <ul style="list-style-type: none"> 就学前教育、初等中等教育 ■計画期間 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：5年間（2007年～2012年） 2年ごとに見直される ■数値目標（詳細は参考資料参照） <ul style="list-style-type: none"> 基本計画：8つの行動目標 行動目標の進捗管理指標（例：経年で退学率を把握する）の記載はあるが、数値目標は設定されていない ■予算の裏づけ <ul style="list-style-type: none"> 目標に応じて予算と連動する場合がある 教育委員会の教育総合計画のほかに、教育省は州行政評価システムに位置づけられた行政目標を設定しており、この行政評価結果も予算配分に反映される
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ■評価の対象 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画で掲げられている個々の施策や事業を対象に評価を実施。その結果の集約が基本計画の評価 ■評価主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 各種施策や事業の評価は、児童・学校・家庭省内部や外部機関へ委託して実施 結果の集約は児童・学校・家庭省が実施 ■評価の実施頻度 <ul style="list-style-type: none"> 各種施策や事業の評価はその都度 公共サービス合意に対する達成状況の報告は毎年1回 ■評価の視点・方法 <ul style="list-style-type: none"> 経済性の観点からの評価が中心 事業から得られる成果（アウトカム）の有効性やそのコスト効率性などを評価 公共サービス合意に対しては、数値目標の達成度 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価の対象 <ul style="list-style-type: none"> 個別の施策や事業に対する評価、各教育段階別（初等中等教育、高等教育、生涯学習）の評価が中心 ■評価主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 個別施策や事業を対象に、初等中等教育で国家教育委員会、教育評価審議会など、高等教育で高等教育評価審議会、研究分野でフィンランドアカデミーによる評価が実施 ■評価の実施頻度 <ul style="list-style-type: none"> 個別施策や事業の評価はその都度 ■評価の視点・方法 <ul style="list-style-type: none"> 近年、「国民の生産性（Productivity）の向上」の観点からの評価が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価の対象 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画を直接評価せず、年次成果計画を評価 ■評価主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 各プログラムの担当局長（教育省、高等教育・研究省、農業省（教育・研究局））が、成果予想・評価局などから提供されるデータを使って自己評価し、財務省との協議を経てまとめられ、国会で議決 ■評価の実施頻度 <ul style="list-style-type: none"> 毎年1回 ■評価の視点・方法 <ul style="list-style-type: none"> 数値目標の達成度 社会経済的効果、サービスの質、費用対効果（効率性） 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価の対象 <ul style="list-style-type: none"> 毎年、基本計画の進捗管理を行っている。ただし、すべての計画が評価の対象になったのは2007年度以降。 ■評価主体の名称と位置づけ <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 ■評価の実施頻度 <ul style="list-style-type: none"> 毎年1回 ■評価の視点・方法 <ul style="list-style-type: none"> 行動目標の進捗を管理。その結果を年次報告書として公開
評価結果の活用・公表	<ul style="list-style-type: none"> ■公表 <ul style="list-style-type: none"> 各種施策・事業の評価結果は、児童・学校・家庭省のホームページを通じて公表 公共サービス合意の進捗状況を報告する「秋季業績報告書」もホームページを通じて公表 ■活用 <ul style="list-style-type: none"> 次期基本計画への反映 次期の公共サービス合意の目標および数値目標への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ■公表 <ul style="list-style-type: none"> 個別施策・事業の評価結果は、その報告書が各教育関連機関のホームページを通じて公表 ■活用 <ul style="list-style-type: none"> 各種施策・事業の評価結果は次期基本計画へ反映 	<ul style="list-style-type: none"> ■公表 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果は「年次成果報告」として毎年6月に国会に提出 政府のサイトでも公表 ■活用 <ul style="list-style-type: none"> 次年度の評価指標の見直し 次年度の教育政策の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ■公表 <ul style="list-style-type: none"> 評価結果は「年次報告書」として州知事と議会に提出 教育省のサイトを通じて公表 ■活用 <ul style="list-style-type: none"> 次年度の行動計画の見直し 次年度の教育政策の見直し
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ■課題 <ul style="list-style-type: none"> 政権政党の交代により、基本計画での政策、施策が大きく変わるとともに、評価の枠組みも同時に変わる可能性が高い。 教育分野の政策、施策の効果の発現は、多くの場合、効果の発現に長期間を要するため、適切な中間成果を設定して成果を捉えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■課題 <ul style="list-style-type: none"> 教育政策の効果は発現するのが遅いため、結果として活動評価になることが多い。 分権化の流れの中で、政府による政策評価が地方自治体の実践を縛ってしまう可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■課題 <ul style="list-style-type: none"> ほぼ全てのプログラムに数値目標を設定しているため、一部には適切でないものも含まれており、暫時見直しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■課題 <ul style="list-style-type: none"> 最近まで計画と評価が1対1になっていなかったため、評価結果の次年度計画への反映などが難しい部分があった。 計画の管理が進捗管理に留まっており、目標の達成遅延を引き起こす可能性が考えられる。

2.2 国別の調査結果

2.2.1 イギリス

(1) 特徴と得られた示唆

1) イギリスにおける教育分野の計画の評価手法等の特徴

教育分野の基本計画として「子どもと学習者のための5ヵ年計画（以下、「教育5ヵ年計画」）」が位置づけられている。「教育5ヵ年計画」全体を直接評価する仕組みはないが、計画にある個々の施策や事業が個別に評価されており、結果の集約のみが行なわれている。

また財務省と各省庁の間で交わされ、政策目標の達成が文書で記された「公共サービス合意（P S A: Public Service Agreement）」からの流れ、内容を意識して「教育5ヵ年計画」は策定されていることから、P S Aに対して各省庁が毎年公表している業績報告書も評価の一種とすることができる。

2) 日本における教育振興基本計画の評価手法等の検討に対して得られた示唆

P S Aで交わされた政策目標およびそれらに付随した数値目標の達成度に基づいて3ヵ年度分の予算が決められることにより、各省庁は政策目標達成のために効率的かつ効果的な施策や事業の立案が求められることになる。

また教育分野の場合、効果が表れるのに時間がかかる場合が多いが、必要に応じて複数の中間成果を設定し、長期的な成果の代替として利用している。

(2) 教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

1) 総合計画等との関係

国全体での総合計画は存在しないものの、各省庁は政権政党が選挙時に掲げたマニフェストを意識し、マニフェストで示された施策や目標は各省庁の施策立案や執行プロセスに盛り込まれている。

「英国の地方政府改革の系譜（財団法人自治体国際化協会）」によれば、1997年の労働党政権樹立後、マニフェストで導入を約束していた「包括的歳出見直し（C S R: Comprehensive Spending Review）」により、政府の重要目的である「持続可能な経済成長と雇用の拡大、公正さと機会提供の促進、効率的で刷新された公共サービスの提供」の3つの観点から、各省庁は政策の有効性・効率性を見直しを求められた。見直しの結果、政府は3会計年度にわたる省庁予算を各大臣に配分することで、各省庁は安定的な政策執行が行なえるようになった。

C S Rの導入により、3会計年度における歳出見直し（S R: Spending Review）を2年ごとに作成し、閣議決定されている。またS Rを作成する際、各省庁と財務省の間でP S Aを締結し、政策目標を策定している。P S Aで掲げた政策目標は、マニフェストの内容が反映されている。さらに政府はP S Aで設定した政策目標に対する到達度を測るために、

「アウトプット業績分析（O P A : Output and Performance Analysis）」を導入して、一連の政策評価体系を確立した。現在、C S Rにもとづき、2005年～2008年を対象としたS R 2004（Spending Review 2004）が進行中である。

旧教育技能省によって2004年7月に策定された「教育5ヵ年計画」は、上記の過程の中で策定されており、内容的にもP S Aとの関連が深い。

2) 計画の体系

「教育5ヵ年計画」以外には、2006年に「教育5ヵ年計画」の進捗状況を公表した「5ヵ年計画－発展の維持」が策定されている。

またP S Aそのものへの進捗状況を報告する「秋季業績報告書（Autumn Performance Report）」が毎年12月に公表されるとともに、S R 2004で予算配分された事業等の実施状況等について毎年「実施報告書（Yearly Departmental Reports）」公表されている。

3) 対象分野

「諸外国の教育施策に関する文献調査（日本総合研究所）」によれば、対象となる分野は以下のとおりとなっている。

- ・ 就学前教育
- ・ 初等中等教育
- ・ 高等教育
- ・ 私立専門学校
- ・ 生涯学習（成人教育）
- ・ 教育行財政等の教育基盤分野

なお、2007年6月の省庁改編により、旧教育技能省は現在、「児童・学校・家庭省（Department of Children, Schools and Families、以下「D C S F」）」と「イノベーション・大学・職業技能省」に分けられている。前者が主に旧教育技能省の政策を引き継いでいるものの、より「子ども・若者」に特化した政策を立案している。

4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

D C S Fでのヒアリングによると、D C S Fの内部サービス部門の戦略ユニット（Strategy Unit in Corporate Services Directorate）が中心となって策定を進めている。策定にあたり、緑書¹の公表により国民を含めた外部の意見を聞く機会もあり、白書として確定する以前にも大学教授や研究者といった外部有識者が査読を行なっている。

また旧教育技能省が策定した「教育5ヵ年計画」に続く計画として、D C S Fが2007年12月に策定した「子どものための計画」では、子ども自身、親、教師、外部有識者といった教育に関わるすべての関係者に対して、ヒアリングやタウンミーティング等を実施し、

¹ 緑書（Green Paper）とは、政府が計画としての確定段階前の施策等を広く国民等に公表するもので、そこでの意見等を受けて、各省庁が出す計画などの白書の策定につながっていくものである。

そこで得られた意見等は内部有識者グループに伝えられる。内部有識者グループは得られた意見等を勘案して、大臣に対して答申を出すというプロセスが行なわれている。

「教育5ヵ年計画」の策定に要する時間を確認できなかったが、DCSFが2007年12月に策定した「子どものための計画」では、2007年9月からタウンミーティング等を開始し、子どもや親、教師などに意見を聞いているところから、少なくとも3ヶ月以上前の段階ではドラフト案が完成していると推測される。

5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

「教育5ヵ年計画」の対象期間は、2004年～2008年までの5年間となっている。計画の見直し等は行なわれていないが、先述のとおり、2006年に「教育5ヵ年計画」の進捗状況を公表した「5ヵ年計画－発展の維持」が策定されている。

「子どものための計画」は2020年を目標に計画が立てられているが、毎年、進捗状況の報告を行なうとしており、見直し、改善等を示した具体的な施策や事業が含まれるかは来年度以降の年次報告書を追いかける必要がある。

6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

「諸外国の教育施策に関する文献調査（日本総合研究所）」によれば、「教育5ヵ年計画」は下表のように構成されている。

1章および10章は、それぞれ「序章」「結論」に割り当てられているが、それ以外の章については、原則、教育段階ごとに分けられており、その中で、政策－施策－事業の体系付けがされている。具体的には、各章ごとに一つの政策（Goal）があり、その下に複数の施策（Our Offer）があり、施策を実現するためにどのような社会システムの変化が必要かを述べる事業という構成になっている。

図表 2.2.1-1 教育5ヵ年計画の各章と教育分野の対応

教育分野	教育5ヵ年計画の該当章
就学前教育	第2章「就学前教育 (Early Years)」
初等教育	第3章「初等学校 (Primary Schools)」
中等教育	第5章「中等学校における個に応じた教育と選択 (Personalisation and choice in secondary years)」
	第6章「14～19歳の教育と訓練 (14-16 Education and Training)」
	第4章「専門中等学校 (Independent Specialist Schools)」
高等教育	第8章「高等教育 (Higher Education)」
生涯学習	第7章「成人の技能 (Adult Skills)」
教育基盤（教育行 財政・学校施設等） 関連	第1章「導入部 (Introduction)」の一部
	第4章「専門中等学校 (Independent Specialist Schools)」の一部
	第9章「変革の管理 (Managing the Transformation)」の一部

出典：日本総合研究所「諸外国の教育施策に関する文献調査」2007年3月

7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

まず「教育5ヵ年計画」において設定されている指標・目標について、「諸外国の教育施策に関する文献調査（日本総合研究所）」を以下に示す。

図表 2.2.1-2 「教育5ヵ年計画」の数値目標

<p>(1) 就学前教育</p> <p>①2008年までの達成数値目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3～4歳の無償教育（エデュケア）の提供時間について、毎週12.5時間、年33週と幅を持たせ、親が利用しやすくする。・ 基礎段階の終了時（就学直前）までに、幼児の半数が適切な発達レベルに達する。また、下位20%の教育困難地域の子どもの到達レベルの格差をなくす。・ エデュケアの監査を含め、就学前教育の枠組みの見直しを進める。・ 教育困難地域を中心に「子どもセンター」を少なくとも1,700ヶ所に増やす。・ 全ての地方当局が子どもサービス部門を設置し、子どもの福祉向上のために地方レベルで協力する「地方子ども安全委員会（Local Safeguarding Children's Board）」を設ける。・ 利用可能な公的子育て関連資産の10%向上の一環として、少なくとも1,000の初等学校における8～18時の保育サービス、50,000ヶ所の子育て場所を提供する。 <p>②長期的な達成目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 希望する人全員に対して3～4歳の無償教育（エデュケア）を提供する。・ すべてのコミュニティにおいて8～18時の保育サービスを提供する。 <p>(2) 初等教育</p> <p>①2008年までの達成数値目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全国テストの英語と数学について、11歳児の85%が標準到達レベル（レベル4）に達する。また、標準到達レベルに達する子どもが65%以下の学校を40%まで削減する。・ ほとんどの初等教育児童が毎週質の高い初等教育と体育を受けられるようにする。また、7歳児においては初等学校において語学ならびに楽器演奏を学習する機会を与えるようにする。・ カリキュラムの外で学校を地域の教育や社会サービス、福祉の向上等に役立てる「拡大学院（extended schools）」を増やし、最低1,000ヶ所の初等学校における8～18時の保育サービス提供を行う。 <p>②長期的な達成数値目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校施設改善プログラム（BSF:Building Schools for the Future programme）に従って、初等学校全体の3分の2を改修または新築する。・ すべての初等教育児童が毎週質の高い初等教育と体育を受けられるようにする。 <p>(3) 専門中等学校</p> <p>①2008年までの達成数値目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 専門中等学校になることを希望するすべての中等学校を専門中等学校に認定する。・ 学校施設改善プログラム（BSF）に従って、600校の大規模施設改修または新築を行う。・ 教育困難地域に設立し、教育内容に特徴を持つ「アカデミー校（Academies）」を85校まで増やす。 <p>②長期的な達成数値目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校施設改善プログラム（BSF）に従って、全体の3分の2の学校の大規模施設改修または新築を行う。 <p>(4) 中等学校における個に応じた教育と選択</p> <p>①2008年までの達成数値目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全国テストで14歳の85%が英語、数学、情報（ICT）の教科で、80%が理科で標準到達レベル（レベル5～6）に達する。・ すべての学校で、最低50%の生徒が英語、数学、科学で標準到達レベルに達する。・ すべての学校がなんらかの拡大学院のサービスを提供し、最低240校で拡大学院のサービス
--

すべてを提供する。

- ・ 学校欠席率を対 2003 年比で 8%抑制する。

(5) 14～19 歳の教育と訓練

①2008 年までの達成数値目標

- ・ 16 歳の 60%が GCSEs で、生徒が 5 科目以上で優秀 (A*～C) 成績を取る。また、5 教科以上で優秀成績を取得した生徒が 30%以下の学校をなくす。
- ・ 14～16 歳で職業準備教育プログラム (vocational subjects) を取得する生徒を 18 万人以上にする。
- ・ 19 歳人口について、少なくとも全国資格枠組み (NQF:National Qualifications Framework) のレベル 2 (GCSEs の 5 教科の A*～C の成績に相当) を 2004 年に比べて 5%ポイント増加させる。また、若者についてレベル 3 の到達割合を高め、有資格者を 4 分の 3 まで高める。

(6) 成人の技能

①2008 年までの達成数値目標

- ・ 2001 年からの合計で 150 万人の成人の基礎的スキルを高める。
- ・ 成人労働者について、無料訓練により、レベル 2 のスキルを持つ労働者を 2004～2010 年までに 300 万人増やす。
- ・ 最低 400 の職業技能向上センター (Centres of Vocational Excellence) を設ける。

②長期的な達成数値目標

- ・ 2010 年までに 2001 年からの合計で 225 万人の成人の基礎的スキルを高める。

(7) 高等教育

①2008 年までの達成数値目標

- ・ 2010 年までに青年層 (18～30 歳) の高等教育進学率を 50%に引き上げる政策目標を実現するため、短期の応用高等課程の拡大を推進する。

②長期的な達成数値目標

- ・ 2010 年までに青年層 (18～30 歳) の高等教育進学率を 50%に引き上げる。

出典:日本総合研究所「諸外国の教育施策に関する文献調査」2007 年 3 月

次に S R 2004 で財務省と旧教育技能省との間で交わされた 2005 年～2008 年を対象にした P S A の内容を紹介します。ここでは 5 つの目標を掲げ、それぞれに数値目標を設定している。これら数値目標は毎年の「秋季業績報告書 (Autumn Performance Report)」でその達成度合が示されており、その目標に対する進捗状況が分かるようになっている。

図表 2.2.1-3 旧教育技能省のSR2004

<p>目標 1 : 子どもや若者の生活を守り、その生活を改善し、悪循環を断ち切る。</p> <p>⇒2008 年までに基礎段階終了時に 50%の子どもたちが問題なく発育するとともに、恵まれない地域出身とそれ以外の地域の子どもの格差を縮小する。</p> <p>⇒2008 年までに誰も働いていない世帯の比率を下げるために、</p> <ul style="list-style-type: none">・ Ofsted が実施している児童保育プログラムに登録している児童の数を 10%上昇させる。・ 低所得世帯の一般の児童保育プログラムの登録率を 50%上昇させる。・ 2005 年 4 月までに手軽に利用できる児童保育プログラムを導入する。 <p>⇒2010 年までに 18 歳以下の妊娠率を 50%低下させる。</p> <p>⇒2010 年までに 11 歳以下の児童の肥満率を維持する。</p> <p>⇒2008 年までに 2 年半以上の児童保護を受けた経験のある 16 歳以下の児童の 80%が 2 年以上同じ家庭に留まる、あるいは養子縁組を受けられるようにする。</p> <p>目標 2 : 学力水準を上げ、学校における生徒間の差を縮小する。</p> <p>⇒英語と数学の学力水準向上のため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2006 年までに 11 歳の児童の 85%がレベル 4 以上の成績を修め、それを 2008 年まで維持する。・ 2008 年までに 65%以下の児童がレベル 4 以上の成績を修めている学校の比率を 40%に下げる。 <p>⇒中等教育における英語、数学、ICT、科学の学力水準向上のため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2007 年までに 14 歳の児童の 85% (科学のみ 80%) がレベル 5 以上の成績を修め、それを 2008 年まで維持する。・ 2008 年までにすべての学校において、50%以上の児童が英語、数学、科学においてレベル 5 以上の成績を修める。 <p>⇒2008 年までに学校への欠席数を 2003 年と比較して 8%低下させる。</p> <p>⇒体育およびそれ以外の時間で週に 2 時間以上スポーツを行なう 5 歳～16 歳の児童の割合を 2002 年の 25%から 2006 年には 75%に、2008 年には 85%に上昇する。</p> <p>目標 3 : 19 歳に到達するすべての若者が、高等教育に進むか、技術職に就く。</p> <p>⇒2008 年までに 16 歳の児童の 60%が G C S E s (General Certificate of Secondary Education) で A～C の間の成績を修める。またすべての児童を対象とした場合は 2004 年では 20%、2006 年では 25%、2008 年では 30%に上昇させる。</p> <p>⇒2004 年から 2006 年の間にレベル 2 を取得する 19 歳の学生の割合を %で 3 ポイント上昇させる。同様に 2006 年から 2008 年の間では 2 ポイント上昇させる。</p> <p>⇒2010 年までに教育あるいは訓練を受けていない、就職していない若者の割合を %で 2 ポイント低下させる。</p> <p>目標 4 : 成人間における技術の差を解消する。</p> <p>⇒2010 年までに約 225 万人の成人の基礎技術レベルを向上させる。2007 年はそのうち 150 万人を目標とする。</p> <p>⇒2010 年までに NVQ (National Vocational Qualification) のレベル 2 あるいは同程度レベルでなく職に就いている成人の数を 40%削減する。</p> <p>目標 5 : 高等教育への進学率を上げるとともに門戸を広げる。</p> <p>⇒2010 年までに 18 歳から 30 歳の 50%が高等教育に進む。また退学率も低下させる。</p>

出典:英国財務省「2004 Spending Review Chapter 02: Department for Education and Skills」2004 年 7 月

8) 他組織の計画への反映状況

DCSFでのヒアリングによると、地方自治体の業績（パフォーマンス）については常にチェックしているが、地方自治体が政府の計画を反映するかは、地方自治体の裁量の範囲であり、政府との整合性を取るような指導はしていないとのことであった。

(3) 教育基本計画の評価方法等

1) 評価の体系

DCSFでのヒアリングによれば、「教育5ヵ年計画」の評価は、計画そのものを評価することは行なっていないが、計画で掲げられている個々の施策や事業を対象に評価が行なわれている。またそれら施策や事業の評価結果は集約されているが、まとまった報告書等での出版は行なわれていない。

また全省庁を対象にした評価としては、先述のとおり、PSAにもとづく評価がある。「英国の地方政府改革の系譜（財団法人自治体国際化協会）」によれば、「政府の全分野の目標（Objectives）に対応した達成目標（Targets）を定量的に設定しており、各省庁の業務執行にあたって重視すべき点を次の4点に整理している。」とされている。

図表 2.2.1-4 イギリスにおける各省庁の業務執行にあたっての重視ポイント

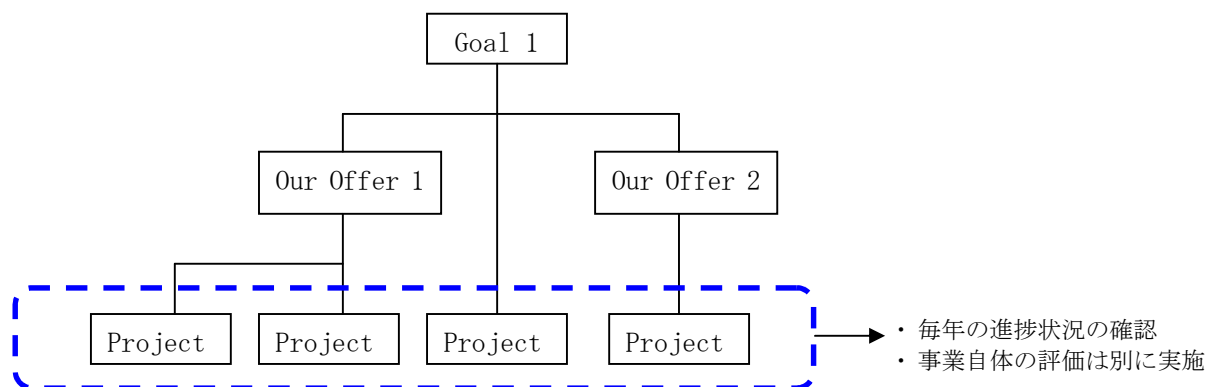
- 結果重視：公共サービス合意(PSA)で設定される目標は、予算額や職員数などの「投入資源(インプット、Input)」ではなくて、可能な限り「最終的な結果」(たとえば、少人数制学級の増加や病院の順番待ちの減少など)として表現されるものでなければならない。
- 効率性の向上：最終的な結果の向上は、常に、最小限の投入資源で求められなければならない。
- 公共サービスの測定：可能な限り、結果/成果(Outputs/Outcome)と関連づけながら、計測可能・実現可能な達成目標を設定すること。
- 横断的課題への対応：包括的歳出見直し(CSR)の目的のひとつに、省庁横断的な課題に対応するということがあったが、公共サービス合意(PSA)についても、この課題に向けた対応を図ること。

出典:財団法人自治体国際化協会「英国の地方政府改革の系譜」2006年1月

2) 評価の対象（政策、施策、事業）

例えば以下のような政策体系があった場合、評価の対象となるのは、主に事業（下図でのProject）が対象であり（一部、施策（下図でのOur Offers））、その評価時期、評価実施期間もそれぞれ異なっている。例えば事業の場合は、毎年、進捗状況の確認は必ず行ない、事業終了時点でその事業そのものの総括的な評価を実施することになる。

図表 2.2.1-5 評価対象のイメージ



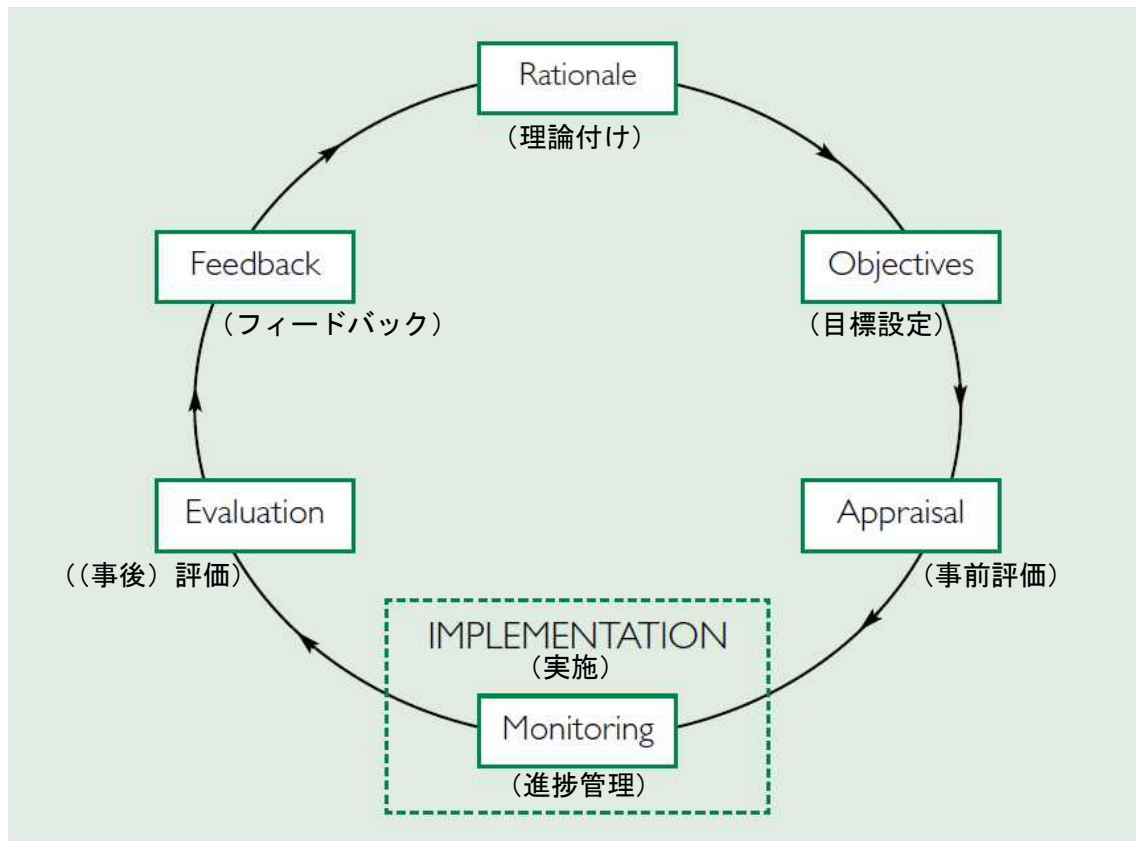
3) 評価の実施頻度・時期と根拠

財務省が策定した「THE GREEN BOOK Appraisal and Evaluation in Central Government」によると、DCSFに限らず、すべての省庁で実施される事業は、以下のROAMEFサイクルの対象となる。

それぞれの事業、施策で実施時期、期間が異なるため、評価の頻度や時期も異なる。

一方、PSAに関しては、各省庁が毎年、進捗・達成状況も含めた報告書を公表しており、それが評価の位置づけにあたりと考えられる。

図表 2.2.1-6 ROAMEFサイクル



出典: 英国財務省「THE GREEN BOOK Appraisal and Evaluation in Central Government」2003年

4) 評価の体制・主体

DCSFへのヒアリングによれば、各種施策・事業の評価は、DCSF内部で実施される場合もあれば、外部専門家や外部調査機関に委託して実施する場合もある。また特定の事業に対して費用を拠出している審議会などが、直接的に評価に加わることもある。

計画で掲げられている施策や事業を対象に評価した結果の集約は、DCSFが実施し、約3~6ヶ月程度の時間を要するとのことであった。一方、PSAの進捗・達成状況に関する評価はDCSF内部で行なわれている。

5) 評価の視点と方法

DCSFに限らず、すべての省庁で実施される事業は、図表 2.2.1-6 で示されている事前評価の「appraisal」において、費用便益分析などの経済性、効率性を視点とした分析を実施することが推奨されている。また事前評価の「appraisal」と事後評価の「evaluation」のどちらにおいても、以下の視点を考慮に入れながら評価に取り組むこととしている。

図表 2.2.1-7 事前・事後評価を行なう際に考慮すべきポイント

<input type="checkbox"/>	組織に与える影響はどの程度か。	Strategic impact – new proposals can be said to have strategic impacts on organisations if they significantly affect the whole or major part of an organisation over the medium to long term. Proposals should therefore be considered in terms of their potential scale of impact, and how they fit in with the strategy of the organisation(s) they affect.
<input type="checkbox"/>	経済性からの根拠はあるか。	Economic rationale – proposals need to be underpinned by sound economic analysis, which should be provided by a cost benefit analysis in an option appraisal. See Chapter 5 in particular.
<input type="checkbox"/>	財源制約からの実現可能性はどうか。	Financial arrangements and affordability – proposals need to be affordable, and an affordable financial plan needs to be developed. See Chapter 6.
<input type="checkbox"/>	達成度はどの程度か。	Achievability – all proposals should be assessed for their achievability, and recognised programme and project management arrangements set up as necessary. See Chapter 6.
<input type="checkbox"/>	商業ベースで収益性が確保されているか。	Commercial and partnering arrangements – proposals need to take account of commercial, partnering and procurement arrangements; what can be delivered in the market; how costs and benefits can be guaranteed through commercial arrangements; how contracts will be managed through to completion. See Chapter 6.
<input type="checkbox"/>	規制面での影響はあるか。	Regulatory impact – as discussed previously, the impacts of new proposals on businesses, voluntary sector and charities should be assessed. See Chapter 2.
<input type="checkbox"/>	立法面への影響はあるか。	Legislation – consideration should be given to legislation specific to the case in hand, as well as statutes that affect many proposals, such as the Human Rights Act, or the Data Protection and Freedom of Information Acts.
<input type="checkbox"/>	情報の管理統制はされているか。	Information management and control – The information requirements of proposals, including the data needed for later evaluation, and the supporting IT that may be required. Further guidance is available from the OGC. ¹⁰
<input type="checkbox"/>	環境への影響はあるか。	Environmental impacts – The effects on the environment should be considered, including air and water quality, land use, noise pollution, and waste production, recycling and disposal. Further guidance is available from ODPM, Defra and DfT.
<input type="checkbox"/>	地方に関連するか。	Rural issues – The government is committed to ensuring that all its policies take account of specific rural circumstances. Appraisers should assess whether proposals are likely to have a different impact in rural areas from elsewhere. Further guidance is available from Defra. ¹¹
<input type="checkbox"/>	誰、どのグループに影響を与えるか。	Equality – Impacts on various groups in society should be considered as part of an appraisal. Chapter 5 describes how distributional impacts should be brought into the appraisal process.
<input type="checkbox"/>	健康への影響はあるか。	Health – the impacts of proposals on health should be considered, and evaluation made of the impact on health of poverty, deprivation and unemployment, as well as poor housing or workplace conditions. The Department of Health can provide further advice ¹² , or can be accessed via the policy hub. ¹³
<input type="checkbox"/>	仕事場での健康、安全面に影響があるか。	Health and safety – the health and safety of people at work or arising from work activity may need to be safeguarded. Obviously this is of particular concern in construction. The Health and Safety Commission can provide further advice. ¹⁴
<input type="checkbox"/>	消費者視点でサービスや物の費用・質を評価しているか。	Consumer focus – Assessments may need to involve consideration of the cost and quality of goods and services, as well as access to, choice of, and information about them. ¹⁵
<input type="checkbox"/>	地域の視点を取り入れているか。	Regional perspectives – CMPS provides guidance on how regional perspectives are best incorporated into the policy making process. ¹⁶
<input type="checkbox"/>	EU 諸国の状況および比較を行っているか。	European Union – It will often be important to take account of proposals and activities in other European Union countries, as well as specific legislation and regulations. State aid rules are particularly important to consider, as these prescribe the extent to which government can intervene. ¹⁷
<input type="checkbox"/>	デザインの質は保たれているか。	Design quality – The design quality of facilities can be important in ensuring that objectives are successfully achieved. ¹⁸

出典: 英国財務省「THE GREEN BOOK Appraisal and Evaluation in Central Government」2003 年

DCSFのヒアリングでは、近年、経済性の観点からの評価が中心になっており、事業から得られる成果（アウトカム）の有効性やそのコスト効率性などが評価されることが多くなっている。

一方、PSAに関しては、設定した指標の数値目標に対して、どれだけ達成されているかを評価の判断材料としている。

6) 評価に必要なデータの収集方法

DCSFでのヒアリングでは、評価に必要な情報は、すでに存在している統計データ等を利用する。評価のために新たにデータ収集を行なうことはしていない。

(4) 評価結果の活用・公表方法

1) 評価結果の活用状況

各種施策・事業の評価結果が、「教育5ヵ年計画」自体の見直しに反映されることはない。2006年に公表された「5ヵ年計画－発展の維持」も「教育5ヵ年計画」の進捗状況を公表するという目的のもとに策定されている。もちろん「教育5ヵ年計画」で実施された施策や事業の評価結果は、次期計画へのインプットとして反映されている。

一方、2007年12月に策定された「子どものための計画」は、目標年次が2020年と長いことから、見直し、改善等が行なわれる可能性があると考えられる。ただし政権政党が変わった場合などは、新たな計画が策定される可能性が高い。

予算への反映については、PSAでの目標の合意内容やその目標に対する数値目標の達成度が今後3年間の予算配分の参考として利用されている。

2) 住民への公表の実施状況・方法・対象範囲

各種施策・事業の評価結果は、DCSFのWEBサイトを通じて公表されている。またPSAの進捗状況を報告する「秋季業績報告書 (Autumn Performance Report)」もWEBサイトに掲載されており (PSAそのものは、財務省のWEBサイトに掲載)、国民は必要な情報をすぐに入手することが可能となっている。

3) 評価結果に対する住民からの意見への対応状況

DCSFでのヒアリングにおいて、評価結果については、国民をはじめ、ジャーナリストなどからも指摘を受けるとのことであった。指摘に対しては、例えばデータが何を示しているのかといった正当性や、評価プロセスの透明性などを示すことで理解してもらうように試みているとのことであった。

また事前評価の段階でも、評価結果を説明する機会 (ヒアリング等) を設け、できるだけ国民の意見を聞くように努力している。

(5) 教育基本計画の評価及び結果の活用・公表における課題

1) 計画の評価における課題

DCSFでのヒアリングでは、政権政党の交代が一番大きいとのことであった。計画そのものも変化するとともに、評価の考え方も大きく変わる可能性が高く、一から組み立てなおす必要も出てくるとのことであった。

また教育分野の政策、施策の効果の発現について、多くの場合、効果の発現に長期間を要するが、その場合はロジックモデルを構築し、その中で中間成果を設定するなどして成果を捉えるようにしている。ロジックモデルの構築はDCSF内部の研究者が行なっている。

2) 結果の活用・公表における課題

DCSFでのヒアリングによると、各種報告書の公表、子ども、親、教師などといった教育関係者へのヒアリングやタウンミーティングのような情報提供の機会を通じて、計画そのもの、計画された施策や事業の評価結果を容易に理解してもらえるように努力しているとのことであった。理解が困難な概念等も含まれる場合もあるが、その場合でも受けた指摘に対して十分な説明を行なうことで対応している。

(6) 収集した参考資料

収集した参考資料は以下のとおり。

- DCSF(2007), Children and Young People Today – Evidence to support the development of the Children’s plan
- HM Treasury(2007), PSA Delivery Agreement 10: Raise the educational achievement of all children and young people
- HM Treasury(2007), PSA Delivery Agreement 11: Narrow the gap in educational achievement between children from low income and disadvantaged backgrounds and their peers
- HM Treasury(2003), THE GREEN BOOK Appraisal and Evaluation in Central Government
- National Foundation for Educational Research, nfer information
- National Foundation for Educational Research(2007), VISION versus PRAGMATISM: Citizenship in the Secondary School Curriculum in England

2.2.2 フィンランド

(1) 特徴と得られた示唆

1) フィンランドにおける教育分野の計画の評価手法等の特徴

基本計画として位置づけられている「教育・研究計画 2003-2008」についての総括的な評価は行なわれていないが、各施策・事業レベルでの評価が行なわれており、実施主体は国家教育委員会 (The Finnish National Board of Education、以下「F N B E」)、教育評価審議会 (The Educational Evaluation Council、以下「E E C」)、フィンランド高等教育評価審議会 (The Finnish Higher Educational Evaluation Council、以下「F I N H E E C」)、フィンランドアカデミーなどの教育関係機関を中心に進められている。

各機関による評価は、分野別、教育段階別 (初中等教育、高等教育、生涯教育など) の評価が行なわれており、教育全般をカバーする評価が行なわれている。基本計画自体は段階別に構成されているので、各施策・事業の評価結果を教育段階別に分析し、その分析結果を次期基本計画の政策、施策として反映されていると推測される。

2) 日本における教育振興基本計画の評価手法等の検討に対して得られた示唆

統計データ提供システムが充実しているおり、大学・高等専門学校²を対象としたK O T A³、AMK O T A⁴、Statistics Finland⁵ が提供している各種データベース (教育分野以外も含む) があり、それらを活用してデータを収集することが可能となっており、各種評価のために改めてデータ収集を行なうことはない。

(2) 教育分野の基本計画 (以下「教育基本計画」) の概要

1) 総合計画等との関係

国としての総合計画は存在しないものの、2007年3月に成立した第二次マッティ・バンハネン内閣の施政方針が、それに代わるものとして位置づけられている。施政方針は、外交、経済、福祉といったすべての分野について方針が総論的に述べられており、教育についても科学技術政策、文化政策と同列に述べられている。F I N H E E Cでのヒアリングによると、2008年2月に策定が予定されている「教育・研究計画 2007-2012」は、上記施政方針との整合を意識して策定されている。

2) 計画の体系

「教育・研究計画 2003-2008」以外にも、教育省が各種の計画を策定しているが、それ

² 欧州内では「大学」として扱われており、英語名称として近年は「University of Applied Science」という表記を使っていることもあり、最近では、「専門大学」という訳が定訳になりつつある。

³ KOTAとは教育省により運営されている大学および教育分野全般の統計データベースの通称である (<http://www.csc.fi/kota/kota.html> を参照)。フィンランド語で高等教育に関するデータベースを「Korkeakoulujen tietokanta」と表記し、それ略して「KOTA」としている。

⁴ フィンランド語で高等専門学校を「ammattikorkeakoulu」と表記し、それを略して「AMK」としている。AMKにも上記と同種のデータベースが構築され、「AMKOTA」と呼ばれている (<http://amkota2.csc.fi:8080> を参照)。

⁵ 「Statistics Finland」とは、教育分野に限らず、フィンランドにおける全分野の統計データを扱う政府機関であり、Webを通じてデータを提供している (http://www.stat.fi/index_en.html を参照)。

らとの関係性は不明確である。

例えば、「教育・研究計画 2003-2008」で掲げられている政策の一つである「教育の機会均等」の場合、「教育・研究計画 2003-2008」以外の計画として、以下のものがある。これら各種計画に「教育の機会均等」に関する記述があり、それぞれの計画において実行していくことが述べられているが、それぞれの関連性、また教育基本計画である「教育・研究計画 2003-2008」との関連性については言及されていない。

【教育の機会均等】に関して記述のある計画等

- ・ Education, Training and Research in the Information Society. A National strategy for 2000-2004 (情報社会における教育・訓練・研究の国家戦略)
- ・ Art and Artist Policy Programme, 2002 (芸術・芸術家に関する政策プログラム)
- ・ Library Strategy 2010 (図書館戦略)
- ・ Ministry of Education regional strategy 2003-2013, Regional development of higher education (教育省・地域戦略)
- ・ Cultural Information Society 2010, -Strategy and Programme (2010年の文化情報社会に向けて戦略とプログラム)
- ・ Ministry of Education immigrant policy (教育省・移民政策)
- ・ Museum 2000 - Museum Policy Programme (博物館・美術館の政策プログラム)
- ・ Architectural heritage strategy, 2002 (建築遺産戦略)

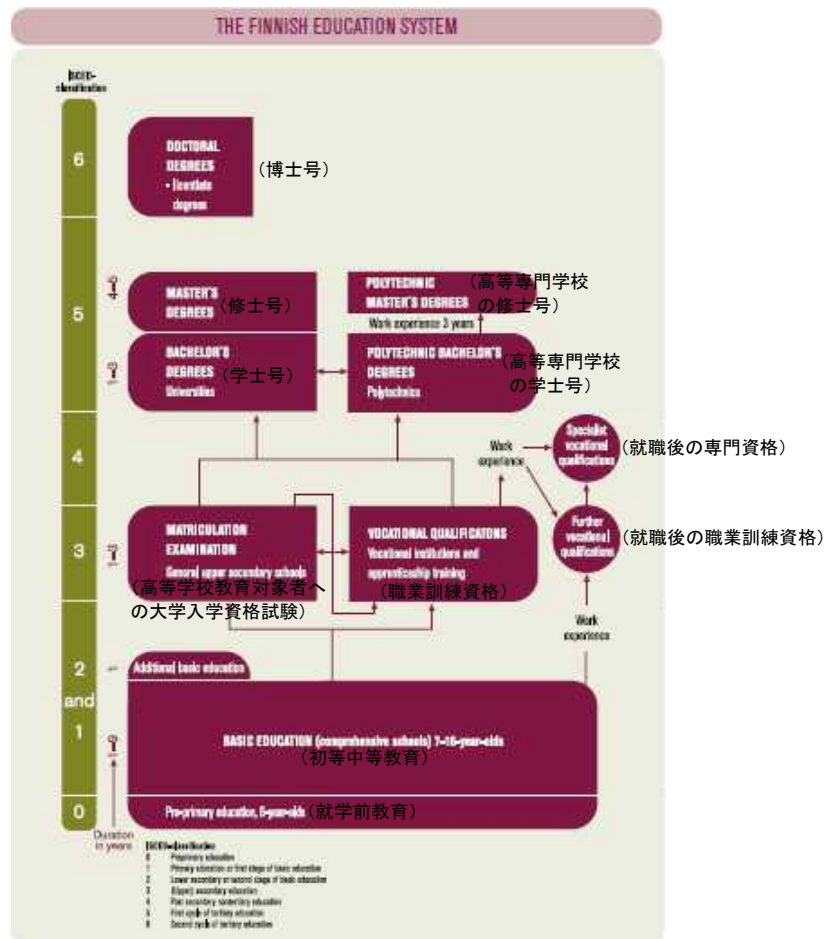
3) 対象分野

対象となる分野は以下のとおり。

- ・ 就学前教育
- ・ 初中等教育 (小学校・中学校教育の基礎教育)
- ・ 後期中等教育 (高等学校教育および職業教育・訓練)
- ・ 高等教育 (大学および高等専門学校教育)
- ・ 生涯学習 (一般を対象とした職業教育・訓練など)
- ・ 研究・開発

文化やスポーツ、家庭教育などは「教育・研究計画 2003-2008」に含まれていないが、2007年に教育省が策定した「The future is in educational and culture」では、文化、スポーツ、若年者教育についても触れられている。

図表 2.2.2-1 フィンランドの教育システム



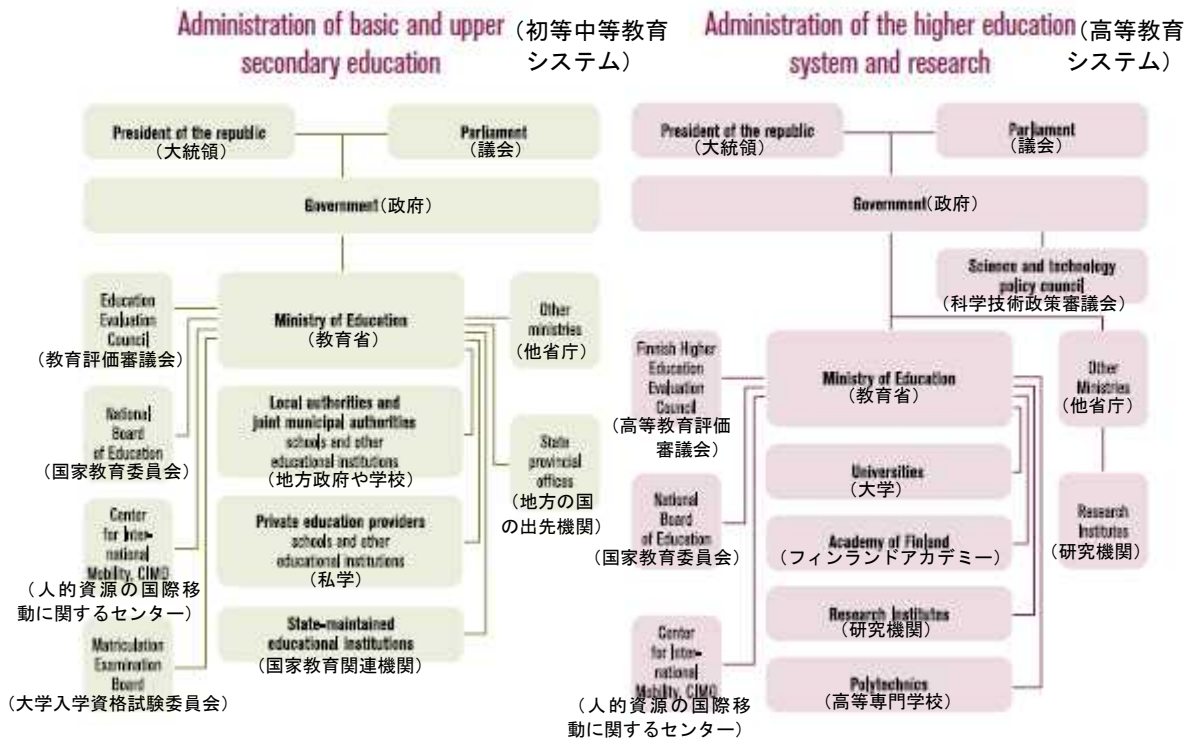
出典:フィンランド教育省「Education and Science in Finland」2006年

4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

教育省を中心に検討、策定を進めるが、その過程においてEEC、FINHEEC、FNBEなどの教育関係機関に対して、案レベルの計画を示し、そこでのフィードバックを反映する。FNBEでのヒアリングによると、このプロセス等を経て策定に要する時間は5ヶ月程度とのことであった。

「諸外国の教育施策に関する文献調査（日本総合研究所）」によれば、最終的に「教育省が策定した計画は議会によって制定される」とされている。

図表 2.2.2-2 フィンランドの教育関係機関の相関



出典: フィンランド教育省「Education and Science in Finland」2006年

5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

1998年12月に制定された「教育および大学研究に関する計画法」によれば、4年ごとに策定の翌年から5年間についての計画を定めることとされている。「教育・研究計画2003-2008」は2003年12月に策定されたが、「教育・研究計画2007-2012」は2008年2月に策定予定とされており、若干、遅れが生じている。

6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

現在進行中である「教育・研究計画2003-2008」は、以下のように構成されている。

- ①序章
- ②社会環境の変化
- ③教育・研究における方針
- ④各教育段階別の教育システムにおける方針
- ⑤研究システムにおける方針

このうち、③～⑤について総論、各論が入り混じる形で記載がなされており、各論部分については、原則施策レベルの記述がなされている。

章ごとに、政策を表題としているのか、教育段階を表題としているのか、といった記述ルールが異なるが、最小レベルの記述では、「施策」が対象となっており、「事業」レベルでの記載はされていない。

7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

「諸外国の教育施策に関する文献調査（日本総合研究所）」によれば、計画に掲載されている数値目標は以下のとおりである。

図表 2.2.2-3 2008 年における教育段階別入学者数の目標人数(人)

教育段階 (教育段階)	2008 年			2002 年	増加率 2002-08
	若年者	成人	計	計	
後期中等普通教育 (高等学校教育)	36,000	20,000	56,000	54,000	3.7%
職業訓練 (職業教育・訓練)	45,700	67,500	113,200	104,600	8.2%
ポリテクニク (高等専門学校教育)	25,900	33,000	58,900	45,200	30.3%
大学 (大学)	18,900	103,000	121,900	109,600	11.2%
成人教育 (生涯学習)	-	24,000	24,000	20,500	17.1%
その他専門教育・訓練	90,500	24,500	115,000	117,000	-1.7%

※教育段階の括弧書きは、本報告書での名称を記載している。

出典: 日本総合研究所「諸外国の教育施策に関する文献調査」2006 年

原出典: フィンランド教育省「Education and Science in Finland」2006 年

図表 2.2.2-4 2008 年の高等教育機関における分野別入学者数の目標人数(人)

分野	初期職業訓練	ポリテクニク	大学	計
自然資源	2,800	1,000	3,400	7,200
技術・運輸	20,700	8,400	3,800	32,900
ビジネス	5,800	6,900	4,800	17,500
観光・家庭科	5,900	1,400	-	7,300
健康・社会サービス	7,600	5,800	1,700	15,100
文化	2,200	1,800	500	4,500
人文・教育	700	500	4,800	6,000
安全・セキュリティ	-	50	-	50
合計	45,700	25,850	19,000	90,550

出典: 日本総合研究所「諸外国の教育施策に関する文献調査」2006 年

原出典: フィンランド教育省「Education and Science in Finland」2006 年

図表 2.2.2-5 2008 年の資格所得者の目標数(人)

資格	本報告書での名称	人数
入学資格者	大学入学資格取得者	37,000
職業訓練の資格	職業訓練資格取得者	37,000
更なる職業訓練の資格	就職後の職業訓練資格取得者	22,000
専門家の資格	就職後の専門資格取得者	8,000
ポリテクニクの学位	高等専門学校の学士号	26,000
ポリテクニクの大卒後学位	高等専門学校の修士号	2,000
B A	大学の学士号	8,000
M A	大学の修士号	15,000
博士号	大学の博士号	1,600

出典: 日本総合研究所「諸外国の教育施策に関する文献調査」2006 年

原出典: フィンランド教育省「Education and Science in Finland」2006 年

入学目標数や資格取得者数以外で 2008 年（一部を除く）を目標として設定されている数値目標としては、「③教育・研究における方針」における政策レベル別に以下のとおりとなっている。

【教育の機会均等】

- ・ 2015 年までに 25～29 歳階級において、中等教育卒業資格を保有する割合を 85% から 90%に引き上げる。また 30～34 歳階級において高等教育卒業資格を保有する割合を 40%から 50%に引き上げる。
- ・ 高等専門学校入学者の 25%、大学入学者の 2～3%を、初中等教育→職業教育・訓練のルートを経た学生とする。
- ・ 初中等教育卒業者の 96%が、後期中等教育（高等学校教育および職業教育・訓練等）を継続する。

【教職員の訓練等】

- ・ 2003 年～2008 年において、教職員を希望する大学等入学者数を 25,400 人とする。

また「④各教育段階別の教育システムにおける方針」での教育段階別に 2008 年（一部を除く）を目標として設定されている数値目標は以下のとおりである。

【後期中等教育】

- ・ 2004 年～2006 年において、O J Tに関連した教員研修を 6,000 人が受けることとし、2007 年～2008 年は毎年、1,000 人が教員研修を受講する。

【高等教育】

- ・ 2010 年までに高等専門学校および大学で学ぶ学生のうち、単位を海外で取得する学生数をそれぞれ毎年 8,000 人、6,000 人とするとともに、同数程度の留学生を受け入れる。
- ・ 高等専門学校および大学での留学生数を 12,000 人まで増加させる。
- ・ 修士課程学生の 75%が、通常の修士課程期間で修士号を取得する。
- ・ 大学入学者の 55%が同年に大学入学資格を取得した学生とする。

- ・ 博士課程入学者を 1,600 人とする。

上記を整理すると、入学者数や取得者数といった「人数」またはその「割合」を数値の単位とする目標が立てられている。逆に言えば、その単位で測ることができない施策については数値目標を設定していないことが理解できる。

8) 他組織の計画への反映状況

教育省、FNBEおよび地方政府の教育担当部局は計画の進行にあたり、連携して進めることとされているが、地方分権が進んでいるフィンランドにおいては、地方の政策は地方で取り決めることが多く、教育についても例外ではない。したがって地方政府の教育担当部局が「教育・研究計画 2003-2008」を意識はしているものの、その程度は不明であり、本計画との整合性を取りながら地方の政策を進めているかは明らかにされていない。

一方、大学や高等専門学校といった高等教育機関と政府の間では、財源配分のためのパフォーマンス協定（業績指標をもとに予算配分）が設定されており、その指標の一部に本計画で掲げられている数値目標も含まれているため、本計画との整合性が図られているといえる。

(3) 教育基本計画の評価方法等

1) 評価の体系

FNBEでのヒアリングによれば、「教育・研究計画 2003-2008」そのものの評価は行っていないとのことであった。実際、フィンランドで行なわれている教育に関する評価は、個別施策・事業に対する評価が中心であり、その結果等を勘案して次期の「教育・研究計画」に反映している。

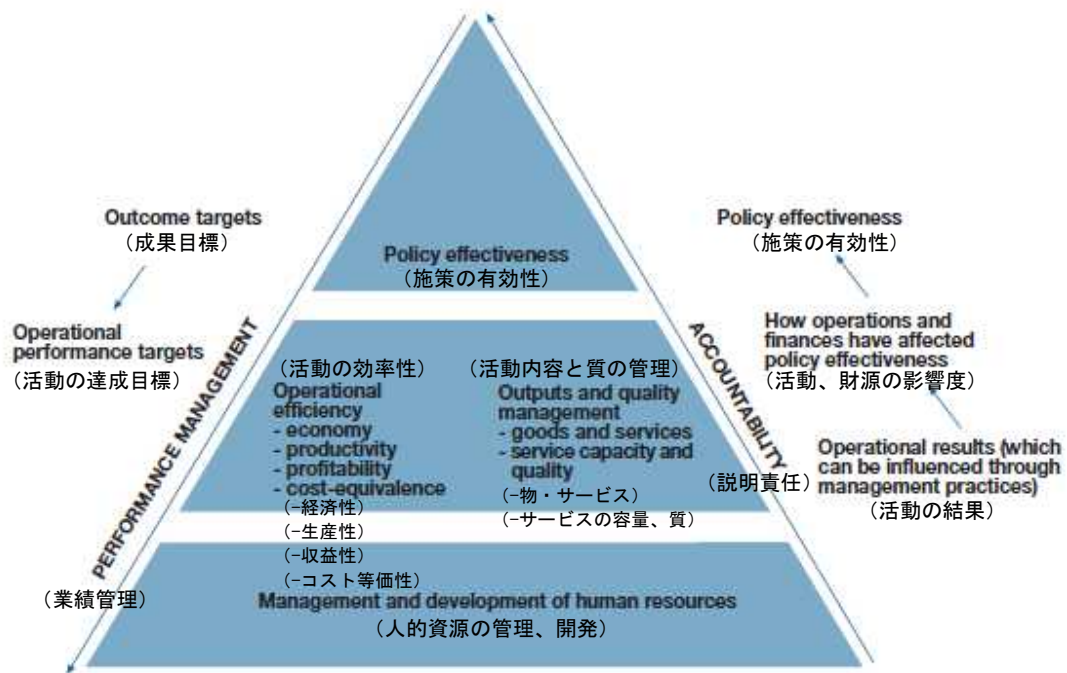
また先に述べたとおり大学や高等専門学校は政府との間で結んでいるパフォーマンス協定のために自主的な評価を行なっている。評価は改善のための位置づけとされているが、評価結果は政府に報告されるとともに、予算全体の中での割合は非常に小さいものの、その結果が予算獲得にも反映されている。

政府として各省庁が横並びで実施する評価として、財務省による「業績による管理」の導入が進められている。2006年2月に財務省が策定した「Handbook on Performance Management」によると、中央、地方を問わず公共機関を対象に、各機関は実施する施策や事業に対してコスト効率性等の説明が求められる。結果として次年度以降の予算への反映が前提であることから、実質的には各機関による評価が実施されているといえる。

ここでの評価の基準は、大きく以下の2つとなる。

- ・ 施策の有効性 (Policy Effectiveness)
- ・ 活動の達成度 (Operational Performance)

図表 2.2.2-6 「業績による管理」の基準



出典:フィンランド財務省「Handbook on Performance Management」2006年2月

教育省の場合、大学との間で交わされる「パフォーマンス協定」がそれにあたる。熊本大学 大学教育機能開発総合研究センター 渡邊あや准教授によると、「大学と教育省の間で結ばれる3年間のパフォーマンス協定に規定された運営目標とそれに対する成果に基づいて予算が決定されるというこの原則は規制緩和と自己管理の文脈において説明責任を果たすことを求めるもの。」としている。

一方、各種施策・事業の評価は、評価実施機関であるFNBE、EEC、FINHEEC等が実施している。

「北欧における教育分野の評価（渡邊あや）」によるとFNBEは「教育の専門機関として、初等・中等教育を中心として教育の開発・支援活動や評価活動を行なっている。ここで行なわれている評価はフィンランドの教育政策において最も大きな課題である「教育機会の均等」が保障されているか、すなわち、フィンランドにおいて子どもの教育機会と学習成果が、居住地、性別、言語、民族、家庭環境など、社会的・経済的要因による影響を受けていないか、ということについて検証を行なうことに置かれている。その評価結果は、「機会均等」を実現するツールとなるカリキュラム・フレームワークや教育制度の開発・改善のみに用いられる。」とされている。

またEECやFINHEECによる評価は、個別の分野（例えば理数系）や各教育段階（例えば、初等教育や高等教育など）における施策や事業を対象にした評価を実施しており、毎年各種の評価報告書が出されている。またEECやFINHEECは「教育・研究計画」の改訂直後にアクションプランを策定しており、その中で評価の方針、体制、今後4年間での評価対象の施策・事業等を決定している。

2) 評価の対象（政策、施策、事業）

個別の分野（例えば理数系）や各教育段階（例えば、初等教育や高等教育など）における施策や事業を対象にした評価が実施されている。

3) 評価の実施頻度・時期と根拠

F N B E、E E CやF I N H E E C等による評価は毎年、実施されている。F I N H E E Cでのヒアリングによれば、F I N H E E Cは、

- ・ 2010年までにすべての大学・高等専門学校の視察・評価を実施
- ・ 個別の分野や各教育段階を対象とした施策・事業評価を実施
- ・ C O E（Center of Excellence）に重点を置いた評価を実施（優良な高等教育機関には教育省から追加資金を助成） など

を行なうとしている。

また教育省と大学・高等専門学校、教育省とF N B E、E E C、F I N H E E C等との間で交わされている業績目標に対する評価は毎年実施されている。

4) 評価の体制・主体

各種施策・事業の評価結果は、報告書の形式で公表されている。F N B Eは国家機関であることから外部評価にはあたらないが、E E CやF I N H E E Cは大学教授等の外部有識者で構成される審議会であり、外部評価の位置づけにあたる。

各機関が実施した評価結果の最終確定は、各機関内部で行なわれている。

5) 評価の視点と方法

各種施策・事業の内容により、採用している評価の視点は異なる。F N B Eでのヒアリングによると、近年フィンランドでは「国民の生産性（Productivity）の向上」につながる政策が重要視される傾向があり、その視点での評価が行なわれることが多いとあった。

また各種施策・事業の内容により、評価の方法も異なる。F I N H E E Cが実施している各評価では、大学・高等専門学校の視察・評価の場合、実際の視察での定性的評価に加え、K O T AやA M K O T Aと呼ばれる各大学・各高等専門学校から提供されているデータを一括提供しているデータベース等を活用しながら、評価が実施されている。

6) 評価に必要なデータの収集方法

フィンランドの場合、非常に統計データ提供システムが充実している。先に紹介した大学・高等専門学校を対象としたK O T A、A M K O T A、Statistics Finland が提供している各種データベース（教育分野以外も含む）があり、それらを活用してデータを収集することが可能となっている。

(4) 評価結果の活用・公表方法

1) 評価結果の活用状況

各種施策・事業の評価結果は、4年ごとに改訂される「教育・研究計画」の策定に反映されるが、評価結果により対象期間中に計画の見直しが行なわれることはない。

また予算への反映については、教育省と大学・高等専門学校、教育省とFNBE、EEC、FINHEEC等との間で交わされている業績目標に対する評価により、予算の配分は変わるとされている。

一方、地方自治体への予算配分については、原則、生徒数により配分が決められており、評価結果が予算と連動することはない。なお、国から地方自治体へ配分された予算は、各自治体の裁量により使用用途を決定することができる。

2) 住民への公表の実施状況・方法・対象範囲

各種施策・事業の評価結果は、その報告書が各機関のWEBサイトを通じて公表されている。

また「北欧における教育分野の評価(渡邊あや)」によれば、FNBEが実施している「全国テストの結果など学習成果(アウトカム)が分析の対象とされているものの、その結果が、子どもたちに個別に知らされることはない。」としている。

3) 評価結果に対する住民からの意見への対応状況

FNBEへのヒアリングによれば、「各種報告書や全国テストの結果についての公表に関して、国民からの意見は受けていない。国民は政府が定める教育システム、また学校や先生を信頼しており、現時点においては結果に対する説明責任を強く求められることはない。」とのことであった。

(5) 教育基本計画の評価及び結果の活用・公表における課題

1) 計画の評価における課題

熊本大学 渡邊准教授へのヒアリングによると、「他国と同様にフィンランドでも教育の場合、効果が出るのが遅いという面があり、結果、活動評価になることが多い。また分権化の流れの中で、小国であるフィンランドにおいては、国の政策評価が自治体の実践を縛ることにもなりかねない。」とのことであった。

2) 結果の活用・公表における課題

(4) 3) で述べたとおり、結果の公表に関して国民からの不満は感じられていない。また予算との連動については、基礎教育部分については生徒数に応じた配分がなされているため大きな変動はないと推測されるが、財務省による「業績による管理」の導入がより進めば、施策・事業、また大学等の機関に対する予算配分も評価結果によって大きく左右されていくことが予想される。

(6) その他

FINHEECでのヒアリングにおいて、2009年に大学関連法が議会承認される可能性があり、より大学の独立性が認められるようになることで外部からの資金調達がしやすくなるとともに、より業績での管理（予算配分）が徹底される可能性があるとのことであった。特に大学等の高等教育機関と教育省の間では「パフォーマンス協定」が交わされ、計画の遂行に対する責任、行動が評価結果として予算に直接的に反映される方向により進むのではないかと考えられる。その結果、近い将来、大学や高等専門学校の統廃合の可能性があるとされている。

(7) 収集した参考資料

収集した参考資料は以下のとおり。

- Ministry of Education(2004), Education and Research 2003-2008
- Ministry of Education(2007), Education Culture 2006
- Ministry of Education(2007), The future is in education and culture
- Ministry of Education(2007), Universities 2006 Annual Report
- Ministry of Education(2006), Education and Science in Finland
- OECD(2006), Thematic Review of Tertiary Education Finland Country Note
- Ministry of Education(2005), OECD thematic review of tertiary education
- Ossi Tuumoi, FINHEEC: operational principle, evaluations and future challenges
- Sirpa Moitus(2007), Quality Assurance of Finnish Higher Education
- FINNEEC(2004), Plan for Action 2004-2007
- FINHEEC(2006), Audits of Quality Assurance Systems of Finnish Higher Education Institutions, Audit Manual for 2005-2007
- FINHEEC(2004), Equal, but Different, An Evaluation of the Postgraduate Polytechnic Experiment in Finland
- FINHEEC(2006), PhD Training and the Knowledge-Based Society, An Evaluation of Doctoral Education in Finland
- FINHEEC(2006), Audit of the Quality Assurance System of Seinajoki Polytechnic
- Science and Technology Policy Council of Finland(2006), SCIENCE, TECHNOLOGY INNOVATION
- Finnish National Board of Education(2005), Education in Finland
- Finnish National Board of Education, National evaluation of educational outcomes in Finnish comprehensive education
- Finnish National Board of Education, The Education System of Finland
- Finnish National Board of Education(1999), A Framework for Evaluating Educational Outcomes in Finland
- Mari Rakkolainen and Kathryn Ecclestone(2005), The implications of using skills tests as basis for a national evaluation system in Finland
- Finnish National Board of Education(2006), National Evaluation Data Based on Vocational Skills Demonstrations
- Tanja Kirjavainen(2007), Efficiency of Finnish Upper Secondary Schools: An Application of Stochastic Frontier Analysis with Panel Data
- Pekka Arinen and Tommi Karjalainen(2007), PISA06
- Finnish National Board of Education, Sources of Information on Finnish Education System

2.2.3 フランス

(1) 特徴と得られた示唆

1) フランスにおける教育分野の計画の評価手法等の特徴

国における教育分野の基本計画（学校の未来のための基本計画法および付属報告書）が明確に位置づけられている。基本計画の実施計画に該当する年次成果計画（Projet Annuel de Performance : PAP）が毎年策定され、それを毎年評価する（年次成果報告（RAP））ことにより、実質的に基本計画の評価を行っている。

基本計画に示された数値目標は7つのみであるが、年次成果計画では、全てのプログラムに対して定性的な目標と数値目標が示され、数値目標の達成度に基づいて評価を行っている。その際、サービスの質、費用対効果、社会経済的な効果の3つの観点からの評価が行われている。

評価主体は担当部局であるが、計画聴取省間委員会（CIAP）による目標・指標やプログラム内容の妥当性の評価、評価予想成果局（DEPP）や国立統計経済研究所（INSEE）等による目標・指標データの提供、財務省との協議など、外部の専門組織と連携しながら進められている。

原則として、評価結果によって定性的な目標が変更されることは少ないが、翌年度以降の年次成果計画における実施方法や予算、数値目標の見直しに直接活用されている。開始間もないこともあって、数値目標や指標の妥当性についても毎年検証・見直しを行っている。

2) 日本における教育振興基本計画の評価手法等の検討に対して得られた示唆

教育分野の基本計画では、数少ない数値目標を予算的な裏づけなく設定した上で、毎年の予算計画（実施計画）において詳細な数値目標を予算的な裏づけとともに設定し、評価する方法が妥当であること、及び、実施計画の数値目標については毎年妥当性を検証し、柔軟に変更しながら運用することの有用性が知見として得られた。また、教育成果を測る指標の設定が難しい場合には、代替指標やロジックツリーに基づく中間成果指標を設定する方法についても示唆として得られた。さらに、数値目標の設定や達成度確認におけるデータ収集システム及び専門組織による助言体制についても、日本での検討に参考となる。

(2) 教育分野の基本計画の概要

1) 計画の体系

「学校の未来のための基本計画法および付属報告書（以下「教育基本計画」）」がフランスにおける教育分野の基本計画となっている。教育基本計画は当初、「学校の未来のための方針・計画法」（以下、「学校未来計画法」とする）の一部として国の新たな教育方針を示すものであった。その後、同法の一部ではなく、独立したものとなったが、学校未来計画法を適用する際に参照される文書として規定された。学校未来計画法の前文で、同法は、1975

年と 1989 年に政府が行った教育改革に匹敵する「21 世紀の国民教育の新しい方向づけ」であると位置づけられている。今回の教育改革が図られた背景には、同国の公共教育の成果が他の先進国と比較して劣り、21 世紀の経済・社会が必要とする教育水準に達していないという反省がある。また、教育法の改正だけに改革を限定しないためにも、教育基本計画において政府の教育政策を包括的に述べている。全ての児童・生徒が習得すべき「共通基礎知識・能力」⁶の定義を定め、更に 2010 年までに達成すべき具体的な数値目標を掲げて、管理された評価システムによってその進展状況を測ることが不可欠であることが明記されている。⁷

また、この基本計画の実施計画に該当する教育分野の年次成果計画（PAP）が毎年策定されており、同計画に、より具体的な政策・施策や数値目標が示されている。ヒアリングによると、基本計画の直接的な評価は行われていないものの、実施計画である PAP を毎年評価する（年次成果報告（RAP））ことによって、実質的に基本計画の評価が行われている。

2) 対象分野

教育基本計画及び教育分野の PAP が対象としている分野は以下のとおりである。

- ・ 就学前教育（幼稚園）
- ・ 初等中等教育（私立学校を含む）
- ・ 高等教育
- ・ 生涯学習

3) 策定の時期、プロセス、体制・主体

「諸外国の教育施策に関する文献調査（日本総合研究所）」によると、フランスでは、2003 年 9 月に「学校の未来に対する全国委員会」が設置され、国民的な議論を経て、2005 年 3 月に「学校の未来のための基本・計画法」が制定され、その付属報告書として教育基本計画が策定された。

一方、教育分野の PAP については、毎年策定されている。教育分野の PAP の目標と指標は、教育省と高等教育・研究省（或いは、該当する他の省）のプログラム責任者が成果予想・評価局（Direction de l' évaluation, de la prospective et de la performance : DEPP）の協力を得て設定する。プログラム責任者は、学校教育ミッションの、①初等教育、②中等教育、③学校生活の 3 つのプログラムについては、教育省学校教育総局（Direction générale de l' enseignement scolaire : DGESCO）であり、④私立学校プログラムについては、教育省財務局（Direction des affaires financières）、⑤教育施策支援プログラムについては、教育省事務局行政・近代化部（Service de l' action administrative et de modernisation : SAAM）、⑥農業技術プログラムについては、農業省教育・研究局（Direction générale de l' enseignement et de la recherche）である。また、研究・高等教育ミッシ

⁶ 「共通基礎知識・能力」とは、全児童・生徒が習得すべき基礎知識・能力で、フランス語、外国語、数学・科学、情報処理、人道主義文化、市民性、自律（自主性）の 7 つの分野を網羅する。高等教育評議会の答申を受けて、2006 年 7 月 11 日の政令によって規定された。

⁷ 教育基本計画より

ヨンの①高等教育・大学研究、②学生生活の2つのプログラムの責任者は、高等教育・研究省高等教育総局 (Direction générale de l'enseignement supérieur : DGES) である。

PAP 策定の過程で、予算・国家会計・公務員省 (以下、「予算省」とする) 予算局と各プログラム責任者の間で成果会議 (conférence de performance) が開かれる。同会議では、プログラム責任者が提案する目標や指標について協議した後に、最終的に目標・指標が決定される。

4) 計画の範囲

2001 年の予算組織法 (Loi Organique Relative aux Lois de Finances : LOLF) によって、年次国家予算の体系が根本的に改められた。「年次予算は、それ以前の支出の種類による分類 (経費、投資、特別会計等) ではなく、ミッションと呼ばれる国家政策 (安全保障、文化、健康、司法等) ごとに定める。このようにして国会と国民は、国の各政策を実行するために配分された費用の全体を評価できる」⁸。国会は、ミッションごとに予算案を審議・可決することとなった。年次成果計画 (PAP) は、年次予算法案 (Projet de Loi de Finances : PLF) に付属されるミッションごとの文書であり、政策と予算構成を示すものである。また、ミッションは1つの省だけではなく、複数の省が係わる場合もある。教育分野では、国民教育省が担当する「学校教育ミッション」(一部、農水省が担当) と、研究・高等教育省のほか、複数の省が係わる「研究および高等教育ミッション」の2つがある。

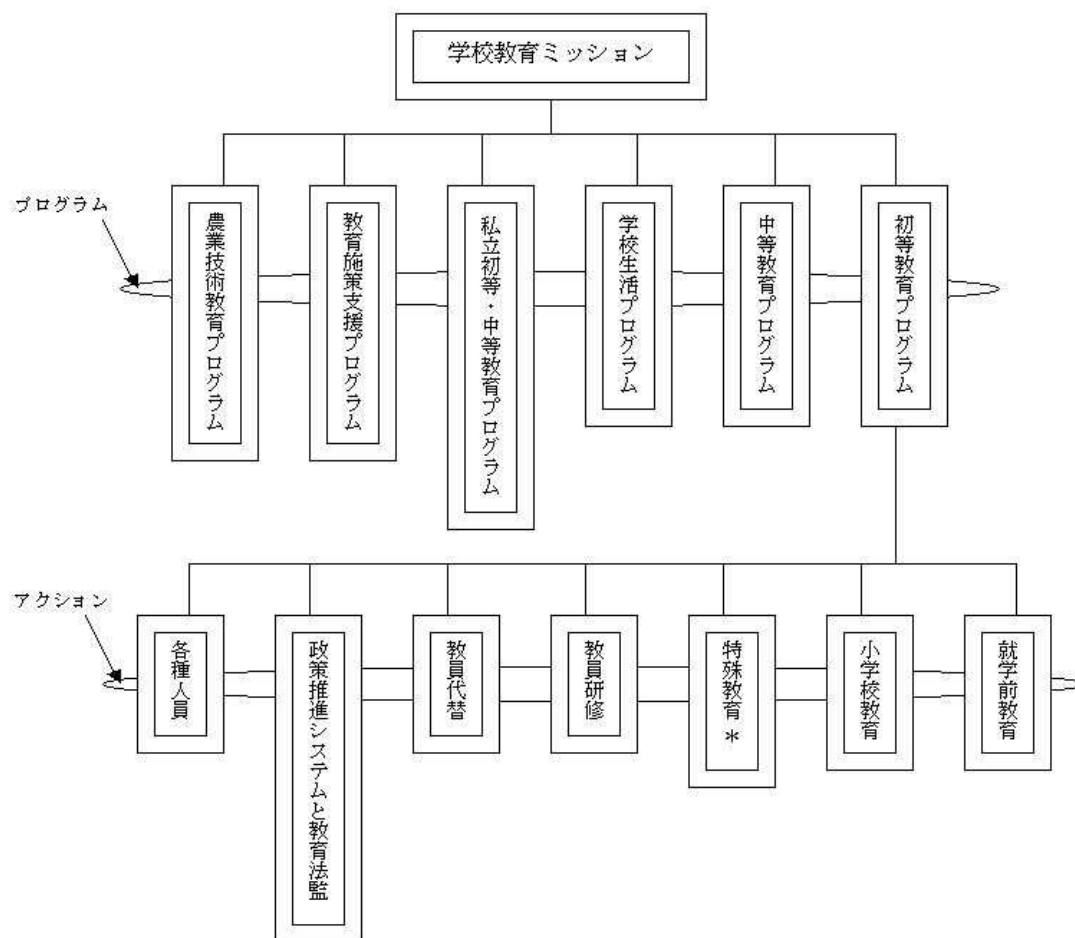
各ミッションには、政策分野ごとにプログラムが設けられており、プログラムごとに予算が配分されている。2008 年度の学校教育ミッションには、プログラムとして、①初等教育、②中等教育、③学校生活、④私立学校、⑤教育施策支援、⑥農業技術の6つが設けられ、研究・高等教育ミッションには、①高等教育・大学研究、②学生生活等、12 のプログラムが設けられている⁹。更に、各プログラムの下には、予算配分先である「アクション」が設けられている (図表 2.2.3-1)。初等教育プログラムを例にとると、①幼稚園、②小学校、③特殊教育、④教員研修、⑤教員代替、⑥教育法、⑦各種人員の7つのアクション (即ち、予算配分先) が設けられている。また、プログラムには、政策戦略、各プログラムとアクションの概要、定性的目標 (オブジェクティブ) とそれを数値的に評価するための指標 (インディケータ)、プログラムの施策の予算配分、施策の主な実行者とその雇用、アクションごとの支出の説明等が明記されている。

ミッション - プログラム - アクションは、予算が配分される分野とその配分の枠組みを示すものであり、予算配分先に成果を求める LOLF の論理に基づいて体系化されている。

⁸ 「LOLF ガイド 2007 年」より。

⁹ この2つのプログラム以外は大学以外の研究機関に関するものであり、管轄も高等教育・研究省でないものが多いため、当報告書では省略する。

図表 2.2.3-1 ミッション-プログラム-アクションの関係
(学校教育ミッションの初等教育プログラムの例)



出典: 年次成果計画

5) 各プログラムの目標（定性的目標、数値目標）と設定根拠

各プログラムには、年次計画によるプログラム戦略の説明、定性的目標、その達成度を評価するための指標が記され、各定性的目標には、複数の指標が設定されている。また、各指標には、2005年度と2006年度の達成値、2007年度PAPの目標値、2007年度予想値、そして今後数年にわたる目標値（多くが2010年まで）が一覧表となって付属している（各表にはその出典と調査対象の範囲、計算方法が補足情報として付記されている）。

定性的目標に対する指標の具体例を次表に示す。次表は、「初等教育プログラム」の第1目標「小学校終了時に全児童が当然身につけるべき基礎知識を習得すること」の指標1「小学校終了時にフランス語と算数の基礎知識を習得した児童の割合」の指標である。

図表 2.2.3-2 初等教育プログラムの第 1 目標、指標 1 の指標表

	単位	2005 年 達成値	2006 年 達成値	2007 年 2007 年度 PAP 予想値	2007 年 見直し予想 値	2008 年 予想値	2010 年 目標値
フランス語	%		85.2 (±2.2)			87	90
算数	%		89.3 (±1.6)			90	93

出典:教育省評価予想成果局

目標の対象範囲：フランス本土と海外県の公立学校

注：この指標は、公立小学校 5 年生（最終学年）の児童から代表的なサンプルを採り、標準化された評価テストによって得られた。テストを受けた全児童に対して、定められたレベルに達した児童の割合を示す。また、空欄があるのは、データがないためである。

このように、各指標表には、過去の達成値、次年度（2008 年度）予想値、2010 年度までの目標値が示されており、一目で達成度が分かるようになっている。

学校教育ミッションの、農業技術プログラムを除く 5 つのプログラムについて設定された目標は、教育法典や政府の教育施策を根拠として決定されている。その目標とは、全児童・生徒が市民生活を送るための基本的な知識・能力を身につけることである。現政府の教育施策には、(1) 全生徒が何らかの学業修了証を取得すること、(2) 留年率を下げること、等があるが、こうした教育の基本的方針や政府方針は、特に 教育法典改正法として 2005 年 4 月 23 日に施行された学校未来計画法とその付属報告書の中に明らかにされている¹⁰。そして、PAP の目標の多くが、この学校未来計画法及び教育基本計画に基づいて設定されている。

研究・高等教育ミッションの教育分野に関する 2 つのプログラムについては、教育法典に明記されている高等教育の使命や政府の教育政策に基づいて設定されている¹¹。現政府の教育政策には、教育基本計画に目標として示されている、(1) 同世代の若者の 50% が高等教育学業修了証を取得すること、(2) 技術・職業教育を充実すること、等が含まれる。

指標については、定性的目標の達成を測定するために適切かつ数値測定が可能と判断されたものが設定されている。しかしながら、目標達成を測定するための適切な指標の設定が困難な場合においても、数値目標の設定が義務づけられているために、適切でなくとも何らかの数値的指標が掲げられている。例えば、「質の高い教員力をもつ」という目標は、学校教育ミッションの初等教育、中等教育、私立学校の 3 つのプログラムで掲げられているが、同目標に対する指標として、「過去 5 年間に視察を受けた教員の割合」、「教職員研修において学習困難・障害問題の研修に当てられた時間の割合」、「病欠、産休教員の代替率」といった指標が設定されている。これらの指標は、実際には、教員の質を問うものではないにも係わらず、数値的目標が掲げられている。このように、適切な指標がないものは、数値測定が可能ない指標を掲げて対応している¹²。

数値目標の設定に関しては、教育基本計画で数値目標が明記されている項目に関しては

¹⁰ 「学校の未来のための方針・計画法」

¹¹ 教育法典 L-123 条第 3 項に、「1. 教育と生涯教育、2. 科学・技術研究と研究成果の普及と向上、3. 学生の就職指導、4. 文化と科学・技術情報の普及、5. 欧州連合の高等教育と共同研究システム構築への参加、6. 国際協力、の 6 つの点が高等教育の使命として挙げられている。

¹² バルニシオン氏へのヒアリングより。

その数字が設定されている。それ以外は、現在の数字（2005年或いは2006年の数字）や過去の進展具合を考慮して実現できるとプログラム責任者が判断した数字が設定されている。以下に、この数値目標の具体例を示す。

図表 2.2.3-3 高等教育プログラムの目標 1 指標 1: 該当年齢層における高等教育修了証取得者の割合

	単位	2005年 達成値	2006年 達成値	2007年 2007年度 PAP 予想値	2007年 修正され た予想値	2008年 予想値	2012年 目標値
該当年齢層における高等教育修了証取得者の割合	%	42.5		44.7		45	50

出典: 2008年度 PAP

図表 2.2.3-4 に示す指標は、教育基本計画にある「該当年齢層における高等教育修了証取得者を 50%にする」という目標をそのまま 2012年の目標値としている。

図表 2.2.3-4 中等教育プログラムの目標 1 指標 1: 該当年齢層におけるバカロレアの取得率

	単位	2005年 達成値	2006年 達成値	2007年 2007年度 PAP 予想値	2007年 修正され た予想値	2008年 予想値	2010年 目標値
合計	%	62.1	64.2	63	63	64	65
普通バカロレア	%	33.4	34.6	-	-	-	-
技術バカロレア	%	17.2	17.2	-	-	-	-
職業バカロレア	%	11.5	12.3	-	-	-	-

出典: 2008年度 PAP

教育基本計画には 3つの大目標の 1つとして、「該当年齢層におけるバカロレアの取得率を 80%にする」と掲げられているが、2005年と 2006年の達成値から判断して、2010年の目標は実現可能な 65%に留めている。

図表 2.2.3-5 初等教育プログラムの目標 1 指標 5: ドイツ語を学ぶ児童の割合

	単位	2005年 達成値	2006年 達成値	2007年 2007年度 PAP 予想値	2007年 修正され た予想値	2008年 予想値	2010年 目標値
ドイツ語を学ぶ児童の割合	%	11.39	10.62	12.1	12.1	12.1	13.6

出典: 2008年度 PAP

教育基本計画には、「ドイツ語学習者を 20%増やす」という目標が掲げられているために、2005年の 11.39%を基準として 2割増加させた 13.6%を 2010年までの目標値として定

めている¹³。2006年は、2005年と比較して達成率が低下しているにも係わらず、仏独間の政治的合意に基づいて、その実現可能性よりも政治的意図が優先された。

図表 2.2.3-6 中等教育プログラムの目標 1 指標 9: 高校 3 年生のうち理系・技術系コースを選択している生徒の割合

	単位	2005年 達成値	2006年 達成値	2007年 2007 年度 PAP 予想 値	2007年 修正され た予想値	2008年 予想値	2010年 目標値
高校 3 年生のうち理系・技術系コースを選択している生徒の割合	%	43.4	43.5	44	44	44.3	45

出典: 2008 年度 PAP

注: 普通科・技術科の高校 3 年生全体に対する、理系・技術系コースを選択している生徒の割合。

上表の指標も教育基本計画に示された「高等教育の理系コースを履修する学生の割合を15%増やす」という目標に対応するものである（高校 3 年生で理系・技術系バカロレアを準備している者は通常、理系の高等教育に進学する）。しかしながら、この指標では教育基本計画にある「15%増加」の数値目標以上に、実現可能な範囲で、年々、達成率を高めて行こうとする指標設定者の意図が読み取ることができる。多くの指標の目標値はこのようにして設定されている¹⁴。

6) 教育基本計画の施策や目標と PAP との関係

学校未来計画法の第 9 条は、教育法典第 2 章「学校教育の目標と使命」(L122 - 1 - 1) を改正したものである。この第 9 条では、義務教育が、以下に挙げる 5 つの事項を含む、必要不可欠な知識・能力から構成される「共通基礎知識・能力」を習得するための方策を最低限保障しなければならないと規定している。(以下の 5 つの知識・能力は、高等教育評議会 (Haut Conseil de l' Education) の判断に基づき、政令によって規定された。政府は、共通基礎知識・能力が学習指導要綱にどのように反映されているかを明確にした報告書を 3 年ごとに国会に提出しなければならない。)

- ・ フランス語を習得する
- ・ 数学の基礎項目を習得する
- ・ 市民権を自由に行使するために必要な人道主義文化と科学を習得する
- ・ 少なくとも 1 つの現代外国語を実践する
- ・ 情報通信技術 (Technologies de l' Information et de la Communication : TIC) において、日常レベルの技術を習得する

高等教育評議会は、学校未来計画法の第 14 条によって創設された。同評議会は、大統領、国民議会議長、上院議長、等によって任命された 9 人の委員から成る諮問機関である。こ

¹³ DGESCO のバルニシオン氏とのヒアリングによる。

¹⁴ バルニシオン、シテルマン両氏のヒアリングによる。

の9人の委員は、教育法、学習指導要綱、生徒の知識評価方法、教育システムの成果と組織、教員研修方針について答申する。¹⁵その答申結果は、公表される。同評議会は、「教育制度による成果について毎年、結果報告書を大統領と国会に提出する」ことが義務づけられている¹⁶。

学校未来計画法の第16、17条では、学習成果を上げられない児童・生徒に対して、本人、親、教師が協力して、対象となる児童・生徒の学力向上を図るために「学業成功のための個別計画 (Projets personnalisés de réussite éducative : PPRE)」を作成することを定めている。これは、校長の監督責任の下に、児童・生徒が達成すべき具体的な目標と達成方法を記した計画を本人、親、教師の3者が協力して立案し、実行する¹⁷。

学校未来計画法の第33条では、特に技術教育、職業教育に優れた高校に国が「職業の高校」ラベルを認定して与えることを規定している。同ラベルを認定された高校では授業、職業訓練、そして研修による教育が行われ、生徒は各種の学業修了証や国家免状、職業適性証を取得することに力を入れる。学業終了後に直接就職に結びつくような教育を強化することを目的とする。

学校未来計画法の第34条では、教育法典 L401 条第1項に、各公立学校は国の定めた目標を実現するために、3～5年の教育計画を策定し、目標の設定とこれを達成するための施策を作成することで全児童・生徒の学業成功に導くことを規定している。大学区の許可を得た上で実験的な教育方法を採用することもでき、その実験は毎年の評価の対象となることが規定されている。そのために、同法第38条（教育法典 L421 条第5項）では、各校に教育や評価の方法について教員間の協調を図るために、校長と教員代表から成る教育法評議会を設立することを定めている。

また、教育基本計画では、国の教育方針が明確に示されており、以下の3つの大目標が掲げられている¹⁸。

- ・ 全生徒が学校教育の終了時で何らかのディプロムを取得すること¹⁹
- ・ 該当年齢層の80%がバカロレア（大学入学試験）の水準に達すること
- ・ 該当年齢層の50%が高等教育における学業修了証を取得すること

【教育基本計画の「方針」と「目標」】

教育基本計画は、第1部の「方針」と第2部の「目標」から構成されている。第1部の「方針」では、3つの大方針が定められており、更に各大方針には、それを実現するためのより詳細な方針が掲げられている。これら3つの大方針を以下に紹介する。

(1) より公平な学校：信頼のある学校

¹⁵ L230 条第2項の規定より。

¹⁶ L230 条第3項の規定より。

¹⁷ 教育法典 L311 条第3項1、及び L311 条7項の規定より。

¹⁸ 教育基本計画には特別な予算的裏づけはない。同計画には学業成功のための個別計画や奨学金等への2006～08年の予算が制定されているが、「予算法の定めるところの範囲内で」と但し書きがされているように、単に政治的な意欲を示すものであり、明確な予算づけではない (DGESCO のバルニション氏へのヒアリングより)。

¹⁹ ディプロムとは、国家試験を受けて取得できる各種の公認学業修了証で、フランスでは就職の際のカギになるものである。

1. できる生徒に対しては、その能力を引き上げ、できない生徒に対しては支援して、全体の学習レベルを向上させ、機会の均等を推進する。できない生徒には補習学習やその他の支援を提供する。
2. 教育成果の上がらない学校を「優先校」に指定して予算・人員を配分して支援する。
3. 障害児の就学を促進する。
4. 何らの学業修了証も取得せずに学校を中退・卒業する生徒を無くする。
5. 小学校から中学校の義務教育では、全生徒が共通基礎知識・能力を身につけることが重要である（学習指導要綱に代わるものではないが、教育目標の基盤となる）。それが達成されたかどうかは、各教育期の終わりに評価を行う。²⁰
6. 中学校の終わりに全国共通の3つの筆記試験を実施し、国の学業修了証であるブルヴェを授与する。
7. 進学しない生徒の職業訓練等への方向づけを行う。
8. 男女の差別を廃止し、女子の理系・技術系コースへの進学を促進する。

(2) より効率的な学校：質の高い学校

1. 不在教員の代替を同僚教員が行う。
2. 教員養成の向上と教員研修の充実化を図る。
3. 職業コースに進む生徒に技術者養成のための高等教育コースを提供する。職業教育修業免状（Brevet d' études professionnelles : BEP）、職業適性証（Certificat d' aptitude professionnelle : CAP）の改革を行う²¹、²²。職業訓練を充実し、社会に出て間もなく就職できるようにする。技術コースの高等教育を充実する。
4. 普通高校の授業時間を削減する（バカロレア準備等のために）。
5. コンピュータや他のデジタル技術の活用法を学ぶ、情報通信技術（TIC）の授業は重要である。中学用 B2 i はブレヴェに含まれるようになる。高校用 B2 i もバカロレアに採用される。
6. 生涯教育を推進する（2004年5月4日法）。また、社会人の職業経験のある一定の能力として認め、それを学業修了証、或いは職業教育免状として認可する制度を推進する。

(3) より開かれた学校：国（国民）の意見に耳を傾ける学校

²⁰ フランスの義務教育は、その学習目標と学習指導要綱によって5つの教育期に分類されている。それらは、①幼稚園の年長組から小学校2年までの基礎学習期、②小学校3～5年の深化学習期、③中学1年の適応期、④中学2～3年の中央期、⑤中学4年の進路指導期、である。

²¹ BEPは、職業高校の2年間(或いは職業訓練所)で準備する国家資格である。特定の職業分野の全ての職についての教育の修了証であり、国家試験がある。

²² CAPは、職業高校の2年間(或いは職業訓練所)で準備する国家資格である。特定の職業についての教育の修了証であり、国家試験がある。

1. 親、国、地方自治体、市民団体、企業に開かれた学校にする。地方分権策に基づいて教育に関する地方自治体の権限と責任を重くする。
2. 欧州と世界に通用する教育を促進するために、フランス人が苦手とする外国語の習得を推進する。特に隣国の言語を学ぶことを優先する。現在、小学校4年生からと規定されている外国語の学習を小学校3年生、更には、小学校2年生からに早める。義務教育終了段階で、第1外国語については欧州評議会の定める共通言語基準B1、第2外国語についてはA2レベルに到達するようにする。高校終了段階では、それぞれB2とB1+に到達するようにする²³。
3. 2004年10月26日に仏独閣僚評議会で決定された措置として、小学校からのドイツ語教育が促進される。具体的には、ドイツ語を学習する生徒の割合を5年間で20%増加させる。
4. 中学校における欧州・国際セクションの増加を図る²⁴。特に優先（指定）学校や職業高校でこれを行う。具体的には、中学校・高校の欧州・国際セクションを20%増加させる。
5. 外国のリセ・フランス校網を活かした語学研修や交換留学生制度等を促進する。
6. 小学校教員の採用試験に外国語の会話試験を義務化する。
7. 教育制度の政策推進システムを改革する：LOLFによって学校教育の管理システムが変わった。教育省が大目標や人員・予算の配分を決定し、その実践を確認・評価する。各大学区は、大学区の視学官と協力して国及び大学区の目標に応じてプログラム実行予算（Budget Opérationnel de Programme : BOP）を立てる（教育省の許可要）。各学校は、大学区の定めた目標と各学校の計画に沿って人員・予算の使途を決定する。これら各段階で、目標の適切さ、人員・予算配分の妥当性、得られた結果の質が評価されるような措置を取る。その評価を行う際には、教育監察が大きな役割を果たす。一方、高等教育評議会は、共通基礎知識・能力の習得目標に鑑みて教育結果の評価をモニターする。毎年発行される年次成果報告書（Rapport Annuel de Performances : RAP）で、学校未来計画法によって策定された方針の実施と目標の成果を報告しなければならない。

教育基本計画の第2部である「目標」では、上述した「方針」で定めた目標の範囲内で、2010年までに達成すべき目標として、以下の7つの数値目標を掲げている。

- (1) 社会・職業的に下層階級に属する生徒のバカロレア取得率を20%増加する。
- (2) 高等教育の理系コース（保健部門を除く）を履修する学生の割合を15%増加する。
- (3) バカロレアの普通理系コース、技術コースに進む女子高校生の割合を20%増加する。

²³ 「共通言語基準」とは、欧州評議会が定めた欧州言語を対象とする語学力評価基準である。A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階があり、A2は初級レベル、B1は中級レベルと、レベルが上がって行く。

²⁴ 欧州セクションとは、英語やスペイン語等、欧州の1言語の教育に特に力を入れるために、普通の中学・高校の中に特別に設けられるクラスである。国際セクションとは、インターナショナル校或いは普通の小学校・中学校・高校に設置された特別クラスで（外国人児童・生徒が25～50%を占めなければならない）、フランス語と外国人児童・生徒それぞれの母国語による授業を行なうものである。英語、ドイツ語、アラブ語、日本語等のセクションがある。

- (4) 1つの現代外国語習得レベルが欧州評議会の定める共通言語基準のB1レベルに達する生徒数の割合を20%増加する。
- (5) ドイツ語学習者の割合を20%増加する。
- (6) 古典語を学習する高校生の割合を10%増加する。
- (7) 職業訓練を受ける高校生の割合を50%増加する。

[教育基本計画とPAPの関連性]

次に、上述した教育基本計画の「方針」や「目標」と、PAPの関連性を示す。

学校教育ミッションの2008年度PAPでは、同ミッションの6つのプログラムの冒頭に戦略が策定されており、学校未来計画法に言及しつつ、同法や教育基本計画で定められた方針を忠実に反映した内容になっている。

同ミッションの初等教育プログラムを例にとると、その戦略の冒頭に、初等教育が目指す基本的目標は、「全生徒が中学に進学するための基本的知識を身につけること」であると掲げられている。それを実現するための施策として、以下の項目が挙げられている。

- ・2007年度初めに指定された1736校の成功意欲ネットワーク(Réseau Ambition Réussite : RAR)を中心に、恵まれない社会層出身の子供への教育支援を強化する²⁵。

困難を抱える生徒への教育支援(Réseau d' Aides Spécialisées aux Elèves en Difficulté : RASED)を活用して留年率を低減する²⁶。

2007年度の新学期(9月)から、小学校2年と小学校5年の終わりに学力試験を実施し、児童の実質的な学習習得度を評価できるシステムを開始する。

このように、同プログラムの戦略は、上述した教育基本計画の方針、特に方針の(1)である「より公平な学校：信頼のある学校」を反映している。

同プログラムの4つの定性的目標とその評価指標を図表2.2.3-7に示す。

図表 2.2.3-7 初等教育プログラムの定性的目標とその評価指標

	目標とその評価指標	基本計画における該当箇所
目標	目標 1：小学校終了時に求められる基礎能力を全児童が身につけること	学校未来計画法、基本計画の方針 (1) - 5
評価指標	1 - 1. フランス語と算数の基礎能力を小学校終了時に身につけた児童の割合	学校未来計画法、基本計画の方針 (1) - 5
	1 - 2. 小学校2年終了時に共通基礎第1段階の3つの能力を身につけた児童の割合	学校未来計画法、基本計画の方針 (1) - 5
	1 - 3. 小学校5年終了時に共通基礎第2段階の能力を身につけた児童の割合	学校未来計画法、基本計画の方針 (1) - 5

²⁵ 学業習得度が低く社会的に下層階級の子供が多い学校が集まる地区は1981年から優先教育地区(Zones d'éducation prioritaire : ZEP)に指定され、人員・予算面で優遇された(2003年時点で911地区)。1999年に優先教育ネットワーク(Réseaux d'éducation prioritaire : REP)と名称が変わり、2006年にはREPのうち、特に困難度の高い249の中学校とその周辺の小学校を1つのネットワークとする249のネットワークを「成功意欲ネットワーク」と指定した。その他のREP指定地区は「学業成功ネットワーク」(Réseaux Réussite Scolaire : RRS)とされた。

²⁶ RASEDとは、学業に大きな困難を抱える児童を支援するため、特別な教育を受けた教員ネットワークに属する教員が学校に赴き、児童個人や小グループに指導するシステム(心理指導も含む)である。

	目標とその評価指標	基本計画における該当箇所
	1 - 4. 1年以上遅れて中学校に入学した生徒の割合	基本計画の方針(1) - 1
	1 - 5. ドイツ語を学んだ児童の割合	基本計画の方針(1) - 3、目標(5)
	1 - 6. 留年率	基本計画の方針(1) - 1
	目標 2：問題のある地区の児童や特殊教育が必要な児童の学業成功を推進すること	基本計画の方針(1) - 1、2
評価 指標	2 - 1. フランス語と算数の基礎能力を小学校終了時に身につけた児童の割合：優先校以外に対する「成功意欲ネットワーク」、及び優先校以外に対する「学校成功ネットワーク」の比率	基本計画の方針(1) - 1、2
	2 - 2. 小学校2年終了時に共通基礎第1段階の3つの能力を身につけた児童の割合：優先校以外に対する「成功意欲ネットワーク」、及び優先校以外に対する「学校成功ネットワーク」の比率	基本計画の方針(1) - 1、2
	2 - 3. フランス語と算数の基礎能力を小学校終了時に身につけた児童の割合：優先校以外に対する「成功意欲ネットワーク」、及び優先校以外に対する「学校成功ネットワーク」の比率	基本計画の方針(1) - 1、2
	2 - 4. 少なくとも1年遅れで中学校に入学した生徒の割合：優先校以外に対する「成功意欲ネットワーク」、及び優先校以外に対する「学校成功網」の比率	基本計画の方針(1) - 3
	2 - 5. 「成功意欲ネットワーク」、「学校成功ネットワーク」、優先校以外の1クラス当たりの生徒数の差	
	2 - 6. 小学校における障害児の就学と学業成功の進展	基本計画の方針(1) 1 - 2、3
	目標 3：質的に適正な教員を持つこと	
評価 指数	3 - 1. 過去5年間に視察を受けた教員の割合	
	3 - 2. 小学校教員によって実施された外国語教育の割合	基本計画の目標(4)
	3 - 3. 教職員研修において学習困難・障害問題の研修に当てられた時間の割合	基本計画の方針(1) - 3、方針(2) - 2
	3 - 4. 病欠、産休教員に対する代替教員の割合	基本計画の方針(1) - 1
	3 - 5. 代替の効率性 ²⁷	
	目標 4：予算配分の最適化によって地方格差を是正すること	
評価 指数	4 - 1. 均衡のとれた人員配分措置を受けた大学区数 ²⁸	
	4 - 1. 担任を受け持つ教員の割合 ²⁹	
	4 - 1. 1学年が1～3クラスである小学校の割合	

出典:PAP

中等教育プログラム（中学・高校）では、教育基本計画との関連性が更に顕著である³⁰。同プログラムの戦略説明には、まず学校未来計画法の方針を実施すべきことが明記されており、その優先目標は以下のように整理される。

- ・ 義務教育の終了時に全生徒が共通基礎知識を身につける。

²⁷ 代替の効率性とは、代替教員の潜在力に対して、実際に代替が実行された割合を指す。代替教員が過不足なく利用されているかという効率性を測定する指標である。

²⁸ これは、教育省の定める基準に基づく生徒対教職員の割合を調整して人員配分を受けた大学区の数を指す。

²⁹ 実際にクラスを受け持つ教員の教員総数に占める割合。パートタイム教員、代替教員、補習専門教員、外国語専門教員等はクラスを受け持たないので、これに含まれていない。

³⁰ 同プログラムの目標・指標は参考資料2を参照。

- ・ 学業修了証を取得せずに学校を中退・卒業する生徒を無くする。
- ・ 中学・高校での外国語教育の改革を行う。
- ・ 職業教育を魅力があり、効率的なものにする。

また、上記 4 つの目標を達成するために、以下の施策が掲げられている。

- ・ 学業成功のための個別計画 (Projets personnalisés de réussite éducative : PPRE) の普及、補習の充実化、小学校との協力による学業不振者の早期発見によって、より多くの生徒を学業成功に導き、留年率を低減させる。³¹
- ・ 優先校指定の中学校 (「成功意欲ネットワーク」中学 253 校) への人員・予算面での支援を強化する。
- ・ 障害児の就学を促進する。
- ・ 職業教育を充実する。
- ・ 学校の自律性を促進する。

更に、「こうした施策は評価を必要とする」と述べ、新しい共通基礎知識基準に基づいた学習指導要綱の見直しが 2007～2008 年に行われた。この結果、最初の共通基礎知識達成度試験が 2008 年度末 (2009 年夏) に実施されることが決定された。このように、中等教育プログラムは、学校未来計画法と教育基本計画を忠実に反映しているといえる。³²

しかしながら、高等教育については事情が異なる。これまでにみてきたように、教育基本計画はほとんどが就学前から高校までの教育に関する方針であるが、高等教育については、大目標 3「該当年齢層の 50%が高等教育における学業修了証を取得すること」、方針 (2) - 3「職業コースに進む生徒に技術者養成のための高等教育コースを提供する。技術コースの高等教育を充実する」、方針 (2) - 6「生涯教育の推進」の 3 点のみである。これら 3 点は、研究・高等教育 PAP の指標 (目標 1 指標 1～3、目標 2 指標 1～5、目標 4 指標 1、2) に反映されているが、PAP における研究・高等教育の指標には教育基本計画に記載のないものも多数位置づけられている。

次表、教育基本計画の 3 つの大目標、7 つの数値目標に対応する、初等・中等・高等教育プログラムの指標を整理する。これにより、「古典語を学習する高校生の割合」に関する数値目標以外は、教育基本計画に盛り込まれたすべての数値目標が 2008 年度 PAP の指標として位置づけられていることが分かる。

³¹ PPREとは、学業に非常な困難をきたす児童・生徒の学力向上のために、本人、親、教師が協力して具体的な目標とそれを達成する方法を記した計画を立案し、3 者が協力してそれを実行する計画である。必要な場合は学校外部からの支援も受ける。その進展状況を監督するのは校長である。(学校未来基本法第 16 条による設置。)

³² 当報告書参考資料に含まれる中等教育プログラムの目標及び指針を参照。

図表 2.2.3-8 教育基本計画に対応する初等・中等・高等教育プログラムの指標

教育基本計画に盛り込まれた数値目標	対応する 2008 年度教育成果計画の指標
全生徒が学校教育の終了時点で何らかのディプロムを取得する。	中等 P 目標 1 指標 3、私立 P 目標 2 指標 6
該当年齢層の 80%がバカロレアの水準に到達する。	中等 P 目標 1 指標 1、私立 P 目標 2 指標 7
該当年齢層の 50%が高等教育における学業修了証を取得する。	高等 P 目標 1 指標 1、高等 P 目標 1 指標 3、中等 P 目標 4 指標 1、私立 P 目標 4 指標 1
社会・職業的に下層階級に属する生徒のバカロレア取得率を 20%増加する。	中等 P 目標 1 指標 2、私立 P 目標 2 指標 9
高等教育の理系コース（保健部門を除く）を履修する学生の割合を 15%増加する。	中等 P 目標 1 指標 9、私立 P 目標 2 指標 4
バカロレアの普通理系コース、技術コースに進む女子高校生の割合を 20%増加する。	中等 P 目標 1 指標 10、私立 P 目標 2 指標 5
1 つの現代外国語習得レベルが欧州評議会の共通言語基準の B1 レベルに達する生徒数の割合を 20%増加する。	初等 P 目標 1 指標 2 と 3、中等 P 目標 1 指標 6、私立 P 目標 1 指標 1 と 2 及び目標 2 指標 1（外国語は共通基礎知識に含まれる）
ドイツ語学習者の割合を 20%増加する。	初等 P 目標 1 指標 5、中等 P 目標 1 指標 11、私立 P 目標 1 指標 6 及び目標 2 指標 12
古典語を学習する高校生の割合を 10%増加する。	該当指標なし
職業訓練を受ける高校生の割合を 50%増加する。	中等 P 目標 3 指標 1

出典：教育基本計画と 2008 年度 PAP より作成

初等 P：初等プログラム 140

中等 P：中等教育プログラム 141

私立 P：私立学校プログラム 139

高等 P：高等教育・大学研究プログラム 150

注：各指標については参考資料 2 を参照。

(3) 教育基本計画の評価方法等

1) 評価の対象

LOLF に基づいて各政策分野の PAP が導入されたのは 2005 年である。このため、最初の PAP は 2006 年度予算の計画であり、その成果を問う 2006 年度 RAP が初の RAP となった。RAP は、予算決算書の付属文書である。RAP は、PAP と同様の構成からなり、プログラムごとの支出報告、プログラム戦略の総括、目標ごとの指標の達成値、その結果分析、支出の正当性（予想と実際の違いの理由を説明）、人件費の説明等が記載され、教育効果の評価とともに、予算・人員面でもその効率性が評価される仕組みとなっている。

評価の対象となるのは、どれだけ予算が効率良く利用されたかといった予算分野の評価を除外すれば、各プログラム戦略と目標・指標である（ミッション・プログラム・アクションは予算が配分される分野とその配分の枠組みを示すものであるため、評価の対象とはならない）。各指標の測定は、過去の達成値、該当年度の達成値（数字が出ていない場合は予想値）、2010 年或いは 2012 年の目標値が記された表によって達成度が分かる仕組みになっている。指標の予想値が達成されたならば、その目標は達成されたことになる。しかしながら、LOLF のシステムが開始されて間もない現段階では、目標を測定するための指標が不適切であるものがかなりあり、指標の妥当性も評価の対象となっている。

プログラム戦略については、各プログラムの責任者がまず自己評価している。各目標については、指標の数値が示された表を掲載しており、その年の目標値（或いは予想値）が達成されているかどうか一目で分かる。

図表 2.2.3-9 2006 年度 RAP 中等教育プログラム目標 1 指標 14: 理系・技術系コースを選択した
高校 3 年生のうち女子の割合

	単位	2004 年 達成値	2005 年 達成値	2006 年 予想値 PAP 2006 年	2006 年 予想値 PAP 2007 年	2006 年 達成値	2010 年 目標
理系・技術系コースを選択した高校 3 年生のうち女子の割合	%	37.5	38	39.4	39.4	38.8	45

出典: 2006 年度 RAP

上記は、2006 年度 RAP 中等教育プログラム目標 1 指標 14 について、これまでの達成値と 2010 年の目標値を示した表である。この表から、2004 年の達成値と 2005 年の達成値との比較では、その達成率が漸増してはいるものの、2006 年度 PAP の目標値に達成していないことが分かる。

1 つの目標に対する指標表が示された後に、その目標の達成率について分析がなされる。その分析は、達成度の進展状況について数字を挙げて分析し、達成されなかった指標については理由を説明し、2010 年の目標値に対する見通しを立てる。

この他に、各プログラムの冒頭にその戦略に対する総括がプログラム責任者によってまとめられている。初等教育プログラムの戦略総括を例にとると、目標の達成度に関する分

析結果を以下のようにまとめることができる。

- ・ 2006 年度 RAP は導入 1 年目の成果報告として、2005 年の教育計画法を一部しか反映しておらず、評価方法の確立や情報処理システムが十分に対応していない。
- ・ 2006 年 7 月の政令で決定された「共通基礎能力」は、学習指導要綱に反映させる作業が行われている段階であるために、その評価制度もまだ確立されていない。このために、それに関する項目は空欄である。
- ・ 2006 年度 PAP を評価するために必要とされる有効なデータの収集とその情報処理システムが不完全であるために、結果の出ている指標の数が十分ではなく、プログラム全体の成果の評価が難しい³³。

2) 評価の実施時期と根拠法令

PAP の各プログラムの評価は、PAP が予算法の一部であるために、LOLF の規定に基づいて毎年実施される³⁴。前年度の PAP の指標に関する統計が出るのは 1～6 月であるにも関わらず、RAP は 6 月 1 日までに決算法の一部として国会に提出されなければならないため、遅くとも 5 月までに作成される必要がある³⁵。そのため、指標によっては RAP に間に合わず、次年度の PAP に掲載されるものもある。

2006 年度 PAP については、その評価が 2007 年 2～4 月頃に実施された。PAP は、その後、プログラム責任者によってまとめられ、決算法の一部として 6 月 1 日までに国会に提出され、採択された。同年 5 月頃から、RAP の結果を参考に、2008 年度の目標・指標が検討され、7～8 月に予算省と予算面での調整が行われ、10 月に 2008 年度 PAP が国会に提出された。

また、財務面での評価は、国会財務委員会による聴取、会計監査院の監査が毎年行われるべきである、と LOLF に明記されている。

各プログラムの構成、目標・指標の適切性・妥当性、情報収集法、省内の部局の協力体制等の評価は、計画聴取省間委員会 (Comité interministériel d'audit des programmes : CIAP) が実施している³⁶。CIAP は、財務省管轄の機関で、各省の財務監察官 14 人から構成されている。9 月～6 月を聴取の 1 サイクルとし、予算の国会提出前の 9 月には PAP について、6 月の決算法案提出前には RAP の結果の信頼性と総括・分析コメントの客観性について審査する。CIAP の聴取は年 3 回あり、5～6 年の間に各プログラムは、少なくとも一度は評価の対象となる (2007 年度 PAP におけるプログラム総数は、168 あった)。

3) 評価の体制・主体

評価は、各プログラム担当局長がまず、DEPP 等から得られる統計結果を収集し、各目標とプログラム戦略全体を自己評価する。その後、予算省との協議を経て RAP としてまとめられる。上述したように、評価結果は決算法の一部として 6 月に国会に提出され、採決される。国会では、各プログラム及び目標が結果対費用に基づいて評価されるために、予算

³³ RAP の初等教育プログラムの戦略統括の抜粋。

³⁴ LOLF の法文はパフォーマンス・フォーラムサイト (<http://www.performance-publique.gouv.fr/?id=247>) を参照。

³⁵ 成果予想・評価局へのヒアリングによる。

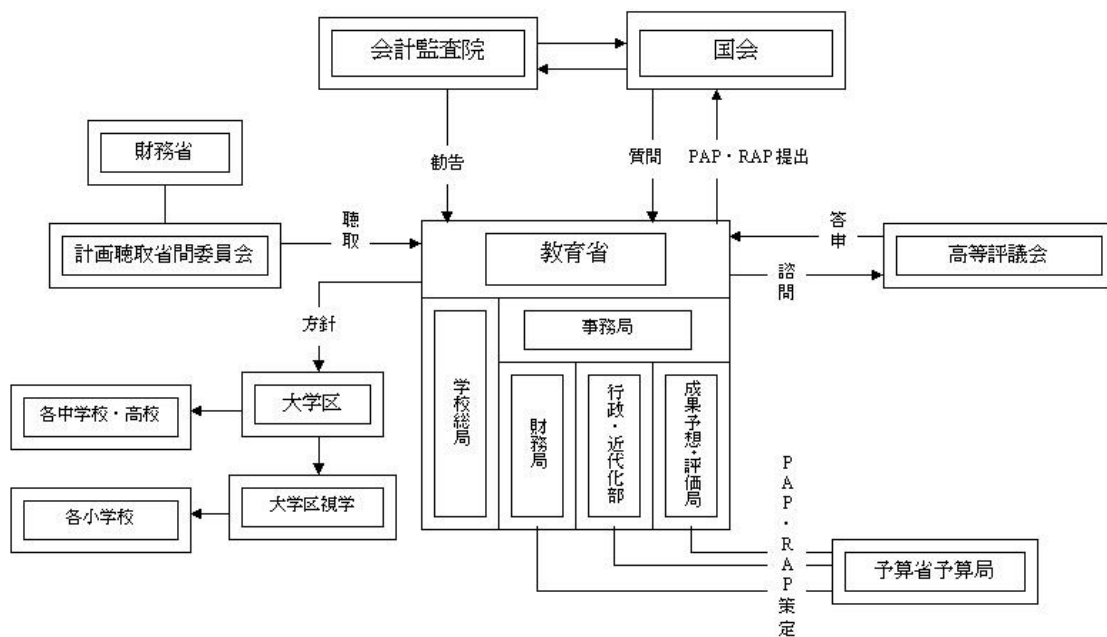
³⁶ CIAP については財務省サイト: <http://www.finances.gouv.fr/performance/lolf/acteurs/ciap.htm> を参照。

規模に対して十分な効果が見られなかった施策については担当省へ質問書が送られて回答が求められる。

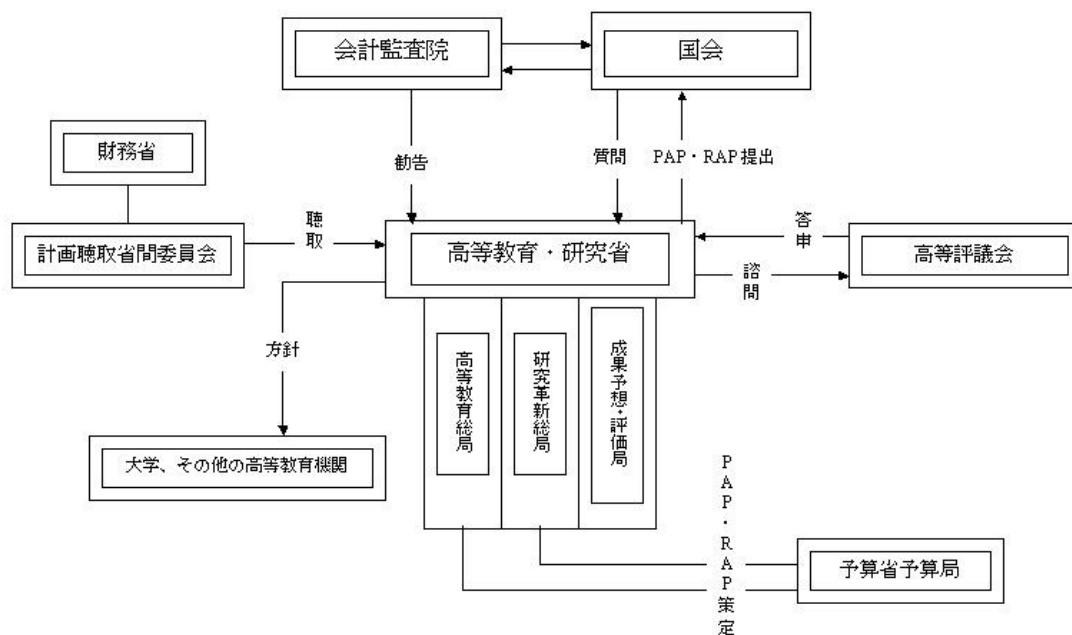
また、前述したように、国家予算法の一部であるため、会計監査院によって毎年監査され、5～6年に一度はCIAPの聴取によって評価される。

高等教育評議会は、教育省から独立した諮問機関であり、PAPやRAPの作成や評価には直接、係わらない。

図表 2.2.3-10 教育省と関係機関との関係図



図表 2.2.3-11 高等教育・研究省と関係機関との関係図



教育省と高等教育・研究省のプログラム責任者（教育省の学校総局、財務部、行政・近代化部、及び高等教育・研究省の高等教育総局、研究革新総局）が、DEPPの統計をもとに、予算省予算局との協議で目標・指標を含む教育成果計画（PAP）を策定する。

各プログラム責任者は30の大学区（行政単位である地域圏にほぼ相当）ごとに目標値を設定して、その方針を伝える。大学区は大学区視学 - 教育法地方視学（IA - IPR）を通じて中学・高校にその方針を伝え、更に県レベルの教育省視学（大学区視学 IA）を通じて各小学校（および幼稚園）に方針を伝える。ただし、高等教育の場合は高等教育・研究省の方針は直接、高等教育機関に伝えられる。各プログラム責任者は、DEPP等のデータをもとに目標・指標を自己評価して教育成果報告（RAP）を作成する。RAPは国会に決算法の一部として提出され、審議・採択される（不審な点があれば各省に質問する）。毎年、会計監査院が成果聴取を行ってRAPに関して各省に勧告する。5～6年に一度は計画聴取省間委員会がプログラムの構成、目標・指標の妥当性を聴取・審査する。高等教育評議会は独立機関であり、教育問題・教育政策について教育省および高等教育・研究省は諮問できる。しかし、PAP、RAPの評価システムには直接関係しない。

出典：教育省ピエ、バルニション両氏、高等教育・研究省シテルマン氏からのヒアリングを基に作成。

4) 採用している評価の視点

PAPとRAPは、LOLFに基づいて策定されているため、LOLFが要求する3つのパフォーマンス測定基準である「社会経済的効果（市民、即ち国民の観点から）」、「サービスの質（利用者の観点から）」、「運営管理の効率性、即ち費用対生産性（納税者の観点から）」の視点から評価される。³⁷

教育分野で特に重視されるのは「（サービスの）質」である³⁸。「質」とは、初等・中等教育では、「児童・生徒全員が基本的な知識・能力を身につける」という大目標に対して意義のある成果が出ているか否かである。また、高等教育では、質の高い教育を提供し、学生の就職を支援し、研究成果を上げるという使命を果たしているかどうかという点である。

次に重要となるのは、「費用対生産性の効率性」である。教育分野では特に教員等、人件費の占める割合が膨大なため、その合理化が重要視されている。

5) 評価の方法

評価方法は、教育政策に関する目標については、数値化した目標に1年間でどれだけ近づいたかという実績評価（アウトカムの達成度）に基づく。定性的な目標も全て数値・指標化されているため、誰がみても達成度が分かる仕組みとなっている。

図表 2.2.3-12 2006年度 RAP 学校生活プログラム目標 2 指標 1:6 歳(小学校入学時)で健康診断を受けた児童の割合

	単位	2004年 達成値	2005年 達成値	2006年 予想値 PAP 2006 年	2006年 予想値 PAP 2007 年	2006年 達成値	2010年 目標
6歳（小学校入学時）で健康診断を受けた児童の割合	%	70	73.5	75	75	70.9	>80

出典：2006年度 RAP

³⁷ 「LOLF ガイド 2007 年」より。

³⁸ バルニション氏、シテルマン氏へのヒアリングより。

図表 2.2.3-13 2006 年度 RAP 学校生活プログラム目標 2 指標 2: 禁煙高校の割合

	単位	2004 年 達成値	2005 年 達成値	2006 年 予想値 PAP 2006 年	2006 年 予想値 PAP 2007 年	2006 年 達成値	2010 年 目標
禁煙高校の割合	%	22.4	36	30	39	39	>50

出典: 2006 年度 RAP

上記の表は、学校生活プログラムの目標 2「児童・生徒の健康を促進する」の 2 つの指標の成果表である。指標 1 に関しては 2006 年の達成値が予想値を大幅に下回り、2005 年度の数字にも達していないことが分かる。指標 2 に関しては逆に 2006 年の達成値が予想値を大幅に上回り、順調に 2010 年の目標値に向かっている。この数値を踏まえ、目標 2 の「結果分析」では、次のように論じられている（抜粋）。

健康診断の実施率は大学区によって 40～90%と大きな差があり、全国的には非常に不十分な数字である。それは過疎地域における校医不足、障害児の就学や長期療養児のケアに伴う校医の負担が増えたこと等が原因であろうと考えられる。

禁煙高校の割合に関しては、2006 年度の目標は達成されたと考えられる。各高校の禁煙に向けた取組が奏功しており、2006 年 11 月 15 日付の政令（公共の場での喫煙を禁じるもの）の適用に向けて順調に準備が進んでいる。

このように、RAP では指標ごとにその成果の推移を示す表が添えられ、それを受けて各定性的目標の達成度や、未達成の場合はその理由、今後の見通しや問題点等が指摘されている。

この評価方法は定性的目標の達成度を正確に測定できる指標・目標値が設定されているという仮定に基づいており、現状は定性的目標を正確に測定しているとはいいがたい。そのために、CIAP により、目標・指標の適切性・妥当性や情報収集法等に関する聴取が行われ（第 3 者によるチェック）、更に毎年、指標の見直しを行い、より良い指標を設定する作業が各省で行われている。

また、PAP は LOLF に基づく予算法の一部であることから、効率性の評価（費用対効果）も行われている。これは、主に予算省による PAP 策定段階でのチェック、財務監察、会計監査院による監査、により実施されている。

6) 評価に必要なデータの収集方法

評価に必要なデータの収集方法は、指標によって様々であるが、大別すると以下の 3 つに分けられる。

- (1) 全国の各学校から大学区に、そして大学区から教育省に情報が吸い上げられる教育省の情報管理システム

(2) 教育省視学による調査

(3) その他、省外の機関による調査

(1)では、情報管理システムの利用によって全国の小中高校・大学から吸い上げられる情報である。その具体例として、児童・生徒数、児童・生徒の年齢・性別、進路コース別生徒数等がある。こうした情報は各学校から大学区に集められ、情報の確認と集計が行われた後に、教育省及び高等教育省に提供される場合もあれば、各学校から直接教育省及び高等教育省に提供される場合もある。

(2) は、各県に派遣された教育省視学官 (Inspecteur de l' éducation nationale : IEN、大学区視学官とも呼ばれる) 或いは大学区視学・教育法地方視学官 (Inspecteur d' académie - inspecteurs pédagogiques régionaux : IA-IPR) によって特別に実施される調査によってデータを収集する方法である。具体的には、障害児の就学率、サンプル抽出による学力調査、大学以外の高等教育機関等に関する調査、等がある。

(3) は、外部機関による調査で、国立統計経済研究所 (Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques : INSEE)、資格研究センター (Centre d' études et de recherches sur les qualification : CEREQ)、科学・技術観察所 (Observatoire des Sciences et des Techniques : OST) 等が保有するデータを利用する。

経済省管轄の INSEE は社会経済分野のデータを豊富に保有しており、その協力を得て DEPP が算出する。例えば、中等教育プログラムの目標 1 - 3 である「20～24 歳の若者のうち、高校終了時の学業修了証を少なくとも 1 つ取得した者の割合」、同目標 4 - 3「高校を終了した現在 25～49 歳の人 (高等教育進学者は除く) のうち、高校卒業 7 ヶ月後に就職した人の割合 (学業修了証別)」等の生徒・学生以外の者を対象にしたデータや雇用に関するデータについては、INSEE の協力を得ている。

CEREQ は、教育省、経済・財務・雇用省、労働・連帯省が共同で管轄する機関で、教育、社会人教育、職業研修、雇用に関する調査を行うとともに、同分野の問題について答申及び提案を行う。高等教育・大学研究プログラムの第 1 目標第 2 指標「高等教育終了 3 年後に就職した人の割合」について統計データを提供している。

OST は、世界中の研究や論文に関するデータベースを保有し、研究・開発分野の指標を作成している独立機関である。OST は、高等教育・大学研究プログラムの第 7 目標第 2 指標「フランスの高等教育機関の科学界での認知度 (論文の引用頻度)」、同第 11 目標第 3 指標「フランスの高等教育機関の研究論文のうち、欧州連合 (25 ヶ国) の国と共同発表したものの割合」といった指標についてデータを提供している。

上記 3 つの方法で収集されたデータは、DEPP に集約されるか、DGESCO、高等教育総局や人事総局 (Direction générale de Ressources Humaines : DGRH) 等、直接関係する部署に集約されて、学校教育ミッションや研究・高等教育ミッションの PAP や RAP に設定されている指標のデータとして用いられる。

(4) 評価結果の活用・公表方法

1) 評価結果の活用状況

評価結果は毎年 RAP にまとめられ、春（6月1日まで）に国会に提出される。これは PAP に基づいて行われた施策や予算を正当化する作業である。目標が達成されなかった場合には、国会で説明が要求される。また、PAP の準備段階（春）で予算省予算局との協議があり、前年度の RAP の結果をみて、次年度 PAP に盛り込む目標・指標が検討され、有効ではないとみなされた指標は削除される。目標は根本的な教育方針や省の管理運営方針を示しているため、変更されることはまずない。その目標を測定するための指標が妥当性に欠けると判断されて削除・変更される。

このような事情から、学校教育ミッションの初等教育、中等教育の2つのプログラムについては、2007年に PAP の指標を全て見直し、継続する指標、有効でないと判断し削除する指標、新たに追加すべき指標等が検討された³⁹。特に、共通基礎能力については2006年7月に政令で導入することが規定されたため、2008年度 PAP に追加された。

この他には、RAP における初等教育プログラムの目標1の結果分析には、「1年以上遅れて中学に入学した生徒の割合」の指標についてのみ、評価結果が出ていないと DGESCO は自己批判している。指標3の「欧州評議会基準のレベル A1 に相当する外国語能力を身につけた生徒の割合」、指標5の「小学校終了時に情報処理・インターネット終了証 B2i のレベル1に達した児童の割合」は、数値が空欄である。これは、まだ小学校で外国語教育や情報処理教育が十分に普及していないためにデータがないことが理由となっている。そのため、これら2つの指標は、2008年度 PAP では削除されている（共通基礎能力に外国語や情報処理教育が含まれているためでもある）。しかしながら、指標4の「ドイツ語を学んだ児童の割合」については、仏独バイリンガル中学を創設しない限りは2010年の13.6%という目標を達成するのは到底無理と分析しているにも関わらず、仏独国家間の合意という政治的理由のために2008年でも指標として継続されることになった。

PAP や RAP を含む LOLF 方式の予算は開始されたばかりであるため、指標設定はまだ模索段階にある。現段階では、そうした不安定な指標によって目標が必ずしも正しく測定されていない。従って、目標が達成されていないために予算が削減された事例はまだないと予想される。

一方、指標の達成度を踏まえて、教育政策が変更されるケースはある。目標そのものは変更されないが、それを達成するための教育施策が変更される。例えば、初等・中等教育プログラムには教育優先校に関する指標がいくつかあるが、その教育成果が得られなければ、補習制度や個別指導制度等を見直すことになる。高等教育プログラムの指標の「学士号取得者のうち、3年間で学士号を取得した学生の割合」について、目標値が達成されなかったため、研究・高等教育省は、改善策としてチューター制導入等を含む「学士号計画」を発表した。

³⁹ DGESCO のドミニク・バルニション氏とのヒアリングより。

また、教育省は、評価結果を踏まえて各大学区に助言・指導を行なっている。同省は毎年10月から各大学区と会議を開いている。同会議には、DGESCOの事務局長、指標責任者、予算担当者、人事総局代表者、そして各大学区長、大学区視学官（県レベルの教育省視学官）が参加し、進行中の年度の中間報告、中間総括を行い、次年度の目標・指標に沿って、大学区ごとに目標値を定める（通常、教育省の教育施策方針は、初等教育においては大学区視学官によって各学校に伝達され、中等教育においては、IA-IPRが各学校に伝達する）。その際、前年度の評価結果に基づいて、目標が達成できなかった説明や改善策の提案が各大学区に求められ、教育省側から強く指導される。改善がみられない場合には、大学区長は、異動や更迭されることもある⁴⁰。

なお、高等教育については、高等教育・研究省と各大学・高等教育機関の間で4年計画の契約が締結されているため、RAPの結果に基づいた特別な指導は行われていない⁴¹。

2) 国民への公表の実施状況・方法・対象範囲

PAP及びRAPは、2006年1月より「パフォーマンス・フォーラム」という政府サイト(www.performance-publique.gouv.fr)で国民に公表されている⁴²。各プログラムに対するCIAPの聴取結果は公表されていない。RAPを含む決算書に対する会計監査院の報告書や財務監察総監の報告書は一部インターネット上で公開されている⁴³。

PAP以外の教育成果の評価については、教育省のサイトに様々な統計データや評価データが掲載されている。⁴⁴公表されているデータは通常、全国規模で、大学区別のデータが掲載されており、県別のデータが公表されることはまれである。

大学区では、学校別のデータが存在するが公表はされていない。DEPPでも指標によっては学校別のデータを保有している（例えば、入学した特定の生徒をバカロレアまで導く高校の能力を測定するデータ）が、公表はされていない。しかしながら、学区制度の緩和に伴い、各学校の情報を知る権利を求める保護者の要望で、学校ごとの情報を更に公表しようという動きがある。

3) 評価結果に対する国民からの意見への対応状況

国民からの意見に対応する制度はない⁴⁵。

⁴⁰ 教育省学校総局のバルニシオン氏、成果予想・評価局へのヒアリングより。

⁴¹ 高等教育・研究省研究革新総局のシテルマン氏へのヒアリングより。

⁴² 2006年度および2007年度のPAP、RAPについては、http://www.minefi.gouv.fr/performance/cout_politique/loi_finances/2007/politiques_publiques.htm、2008年度については、<http://www.performance-publique.gouv.fr/farandole/2008/pap.html>を参照。

⁴³ 会計監査院(<http://www.ccomptes.fr/cc/Publications.html>)、財務監察総監(https://www.igf.minefi.gouv.fr/sections/les_rapports_par_the/education_recherch/view)。ただし、公表されている報告書はPAPそのものに対する監査報告書ではなく、教育政策の1テーマに絞った報告書である。

⁴⁴ <http://www.education.gouv.fr/pid53/evaluation-et-statistiques.html>に各種統計、評価結果等、が公表されている。

⁴⁵ 教育省学校教育総局のバルニシオン氏、高等教育・研究省研究革新総局のシテルマン氏へのヒアリングより。

(5) 教育基本計画の評価及び結果の公表における課題

1) 計画の評価における課題⁴⁶

計画の評価における課題は、様々ある。指標の評価の観点からは、根本的に必要なデータがない、或いは収集できないために理想的な指標を設定できず、セカンドベストの指標に甘んじているという問題がある。そのため、目標が達成されたかどうかをより適切に評価できる指標の妥当性を高めることが課題の1つといえる。例えば、「教員の質を向上させる」といった目標に対して、そもそも数値化できる指標を設定することが可能かという問題が指摘されている。より適切な評価を行うためには、必要なデータを収集することが必要であるが、現段階では定性的目標を測定するための指標（つまりデータ収集が可能な指標）が十分ではないといえる。

以下に、DGESCO のバルニション氏が指摘する問題点を紹介する。

「例えば、2006年度の初等教育プログラムの第1目標である「小学校終了時に全児童が当然身につけるべき基礎知識を習得すること」についてみると、それを実際に評価している指標は1つもない。また、「1年以上遅れて中学に入学した生徒の割合」は、留年したかどうかを見ているだけで、基礎知識を習得したかは分からず、指標としては不十分である。「外国語の第1レベルに達した児童の割合」、「情報処理技術B2レベルに達成した児童の割合」についても、まだ実際には小学校で外国語教育や情報処理教育は十分に普及していない。更に、「ドイツ語を学んだ児童の割合」という指標があるものの、これは学習の達成度を評価するものではない。これは（独仏首脳合意による）政治的目標であって、教育目標ではない。このように実際的な指標がないことが課題といえる。「フランス語と算数の基礎能力を小学校終了時に身につけた児童の割合」の指標については数字が出ているものの、これはあるサンプルを採って調べたもので、大学区ごとの数字は不明である。そのために、大学区間で比較ができない。フランス語では85%という数字があるが、誰が、いつ、どういう内容の試験を実施したのか、DGESCOは一切知らない。」

また、技術的には、実行に移されて1年しか経過していないLOLF方式に、指標の数値を算出するためのデータ収集法やそのデータを処理するシステムがまだ対応しておらず、データや方法論の変化に評価の実施が伴わないために、指標によっては「まだ安定していないものがある」ことも指摘されている⁴⁷。

2) 結果の活用・公表における課題

評価結果は、指標の取捨選択等、ある程度は次年度のPAPに反映されており、CIAPや会計監査院等による聴取によるチェックシステムも整備されているため、結果はかなり活用されていると考えられる。しかしながら、LOLF方式が採用されてまだ日が浅いことや、目標達成を測定する指標が不十分な現段階であることから、評価結果が予算に直接反映させ

⁴⁶ 学校教育総局のバルニション氏とのへのヒアリング。

⁴⁷ 管理近代化部ジャクリヌ・ピエ氏のヒアリングより。

ていないと判断される。

研究・高等教育省研究革新総局のシテルマン氏は、「結果を検討して予算の配分や額を見直すべきあり、目標が達せられなかった場合、その理由を詳細に調べるべきである。そうした調査、結果の分析が課題である」と、指摘している。

評価結果の公表に関しては、政府の様々な政策やその成果、税金の使途を国民にできるだけ公表しようという近年の政府の努力が続けられており、PAP や RAP を含む予算案、決算のほか、会計監査院や財務監察総監の報告書も一部インターネット上で公開されている。また、様々な教育評価の結果も公開されているが、上述したように、大部分が全国規模の情報であり、各学校の情報を更に公開すべきであるという声も保護者から上がっている。

（６）日本における教育進行基本計画の評価手法及び評価結果の活用に対する示唆、助言

フランスの教育分野の PAP における評価システムは、予算と政策を一体化し、数値化した政策目標を掲げてその成果を問う LOLF 方式に依拠するものである。慣例と政治力によって予算を配分するのではなく、予算に見合う成果を求めるこのシステムは合理的であり、納税者の立場からみても納得がいく制度であるといえる。特に累積する財政赤字を削減するために大幅な合理化が必要であるフランス政府にとっては、赤字削減策としてもその成果が期待されている。

しかしながら、政策上の目標を全て数値化することは困難である。今後、評価のための試験、アンケート等、データ収集のための体制や評価基準の整備が進めば、この評価システムの効果が表れてくると予想される。

[管理近代化部のジャクリーヌ・ピエ氏の助言]

「LOLF 導入で分かったことは、実行予算の責任者である大学区長が得た結果は、中央の省が期待した以上の成果を上げたことである。LOLF のシステムは教育省の枠組みの管理能力を向上させた。各大学区に与えられたツールや予算を使って国の教育方針を実行する上で成果を上げている(少なくとも財政面ではすばらしい結果が出ている)。昨年からの予算、人員の合理化を図る努力はすばらしい結果をもたらした。年ごとによくなっている。」

[DGESCO のバルニション氏の助言]

「シンプルな方が良いと思う。余りに複雑であると、会議や何かで議論する時間が掛かりすぎて仕事をする時間が無くなる。官僚制の弊害とでもいうか。社会（全体）主義国家のように、達成できない目標を掲げるような無理はしない方が良い。」

[研究・高等教育省 研究革新総局のシテルマン氏の助言]

「目標を設定し、それに予算を振り分けるという LOLF の方式は教育分野に限らず良い方式であると思う。ただし、教育分野では結果が出るまでに時間が掛かるため、すぐには結果が見えない。つまり、根本方針は良いが、方法論が難しいといえる。」

2.2.4 ドイツ

(1) ドイツにおける教育分野の計画と評価の状況

1949年のドイツ基本法の定めるところによると、生涯学習、学校教育、教育基盤整備など、教育政策の策定は、各州政府が独自に行うため、連邦政府レベルには、教育政策全般に関する計画策定並びにその評価は行われていない。一部の州政府は、教育分野の計画を策定し、評価を実施している。

(2) 教育スタンダード及び全国共通パフォーマンス指標

計画に対する評価ではないが、教育分野における評価の取組は、連邦政府と州政府が連携しながら進められている。具体的には、全国の学力水準を高めることを目的とした全国共通基準として全ての「教育スタンダード」が2008年に設定される予定であり、その一部として「全国共通パフォーマンス指標」が作成される予定である。現在は、全国共通パフォーマンス指標を含む教育スタンダードの具体的な目標を設定するための「教育モニタリング」が実施されている。

これまでに、下表に示すような一部の教育スタンダードが設定済みである。教育課程が「いつ、どのテーマを授業で学ぶか」を規定しているのに対して、教育スタンダードは生徒が卒業時に習得していなければならない学力水準を定めている。なお、これらの尺度は、各科目における生徒のパフォーマンス評価などが中心であり、学校経営に関する指標は含まれていない。

図表 2.2.4-1 既に導入されている全国共通の教育スタンダード

対象学年	対象科目	議案成立年月
4 学年 [現在は、3 年生] (初等教育段階最終学年)	ドイツ語、算数	2004 年 10 月 15 日
9 学年 [現在は、8 年生] (ハウプトシューレ終了段階)	ドイツ語、数学、第 1 外国語(英語またはフランス語)	2004 年 10 月 15 日
10 学年 [現在は、9 年生] (中級修了資格)	ドイツ語、数学、第 1 外国語(英語またはフランス語)、	2003 年 12 月 4 日
	生物学、化学、物理学	2004 年 12 月 16 日

注：ギムナジウムの修了資格試験（アビトゥア試験：通常、初等中等教育通算第 13 学年修了時に受験）については全国共通の要求水準が定められている。

出典：KMK「KMK 教育スタンダード」[<http://www.kmk.org/schul/Bildungsstandards/bildungsstandards-neu.htm>]、及び IQB「教育スタンダード」[<http://www.iqb.hu-berlin.de/bista>]

1) 教育スタンダードの導入に関する経緯

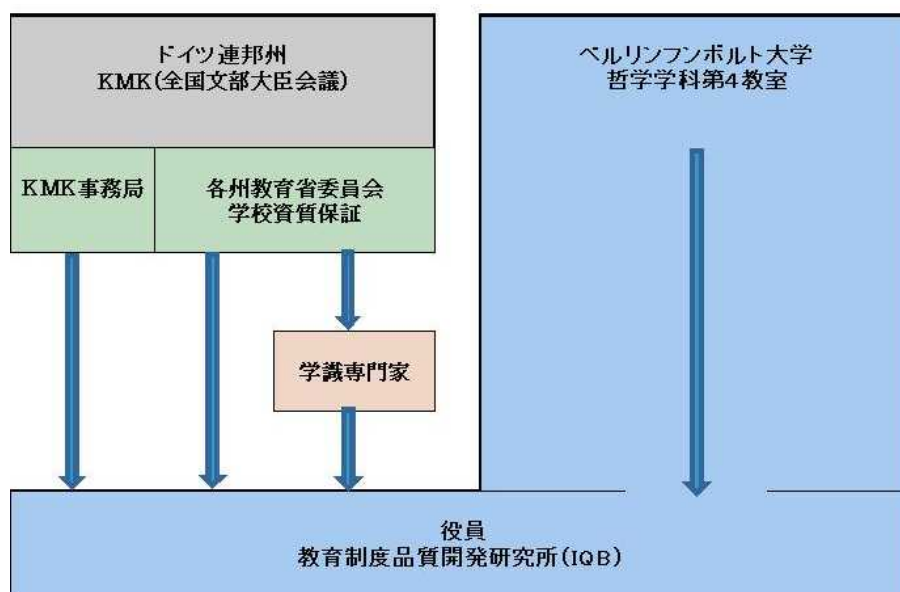
教育スタンダードについては、各州の文部大臣が参加する各州文化・教育大臣会議 (Kultusministerkonferenz : KMK) が 2002 年に導入を提唱し、以後、順次、個別の目標設定に向けた取組が進められている。

ドイツでは、教育課程 (カリキュラム) の基準は、各州が独自に定めているが、教育スタンダードは、KMK が定めた全国共通のものとなる。その背景には、近年、OECD 生徒の学習到達度調査 (Programme for International Student Assessment : PISA) により国内の学力低下が明らかになったことから、学力向上を図るために、全国共通の到達目標 (要求水準) を定めた教育スタンダードを導入することが KMK によって 2002 年 5 月に提唱されたことがある。同年 6 月には、当時のブルマン連邦教育研究大臣が、更に同年 7 月にはシュレーダー前首相が、この重要性を唱えた。これにより、KMK によって教育スタンダードが設定され、これ以降、教育スタンダードに基づいて各州が独自の教育課程の基準を定めることとなった。

2003 年には、KMK が、全国共通パフォーマンス指標の作成や教育モニタリングの実施、教育スタンダードの作成などを行う組織の設立を決定し、ベルリン大学内に、教育制度品質開発研究所 (Institut zur Qualitätsentwicklung im Bildungswesen : IQB) が設立された。IQB では、今後導入される予定の教育スタンダードに関するこれまでの課題定義案と改定案の見直しを行い、教育スタンダードをドイツの学力水準を全国的に均一化することを目的として作成することとなった。それまでは、各連邦州で教育スタンダードを達成するための目標設定が統一されていなかったことから、KMK が 2006 年 6 月に全国共通の教育モニタリング実施計画を策定し、同計画に基づいて、教育モニタリングが行われることになった。さらに、その結果を参考に、新たな教育スタンダードが 2008 年に発表されることとなった。この教育スタンダードの項目の 1 つとして全国パフォーマンス指標が作成されることになっている。

なお、連邦政府は、モニタリングの結果を踏まえて、KMK の決議に基づき、(1) 移民や学習能力が劣る生徒を支援すること、(2) 教育スタンダードを基盤とした授業開発及び教材開発を行うこと、(3) 教職員を養成し、研修制度を整備すること、(4) 授業指導計画を作成すること、を検討するとされている。

図表 2.2.4-2 IQBとKMKの関連図



出典：IQB ホームページ[<http://www.iqb.hu-berlin.de/institut>]

図表 2.2.4-3 教育スタンダードに関するKMKによる決定事項の経緯

経緯	内容	出典
2002年	文化・教育省大臣会議決議：連邦レベルの教育スタンダードを導入することを提唱。	Bildungsstandards zur Sicherung von Qualität und Innovation im föderalen Wettbewerb der Länder
2002年5月	KMK決議：アビトゥア試験の試験科目である数学、英語、生物、物理、化学、情報科学、第2外国語の全国水準レベルを決定。	Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung Deutsch
2003年3月	KMK決議：学校の学習能力の達成度を改善するために査定を実施することを定めた政策を導入することを決定。	Beschluss der Kultusministerkonferenz zu vertieftem Pisa-Bericht
2003年4月	KMK決議：学校の学習能力の達成度を改善するための政策を策定。	Ergebnisse der internationalen Grundschulleseuntersuchung PIRLS/IGLU und der nationalen Ergänzung IGLU-E
2003年	教育制度品質開発研究所（IQB）の設立を決定。	Gründung des IQB (Institut für Qualitätsentwicklung im Bildungswesen)
2004年2月	KMK決議：アビトゥア試験の試験科目である生物、物理、化学、情報科学、地理、美術、体育、外国語の全国水準を決定。	Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung
2004年10月	KMK決議の全国共通教育スタンダード（4年生、9年生、10年生について）を導入。	Bildungsstandards im Fach Deutsch / Mathematik für den Primarbereich (Jahrgangsstufe 4) Bildungsstandards im Fach Deutsch / Mathematik / erste Fremdsprache für den Hauptschulabschluss

経緯	内容	出典
		(Jahrgangsstufe 9) Bildungsstandards im Fach Deutsch / Mathematik / erste Fremdsprache für den Mittleren Schulabschluss (Jahrgangsstufe 10)
2004年12月	KMK 会議の全国共通教育スタンダード（中級終了資格者について）について議案成立。	Bildungsstandards im Fach Deutsch / Mathematik / erste Fremdsprache für den Mittleren Schulabschluss (Jahrgangsstufe 10)
2005年11月	KMK 決議：アビトゥア試験の試験科目である政治学、音楽、社会科の全国水準を決定。	Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung
2006年3月	KMK 決議：KMKによるドイツ語、英語学習能力に関する調査研究結果とその見解を発表。	Stellungnahme der Kultusministerkonferenz zu den Ergebnissen der Studie "Deutsch Englisch Schülerleistungen International" (DESI)
2006年6月	KMK 決議：ドイツにおける学校システムの問題点の明確化、教育スタンダードを達成するための戦略と教育スタンダードの導入計画を作成。	Gesamtstrategie der Kultusministerkonferenz zum Bildungsmonitoring
2006年11月	KMK 決議：アビトゥア試験の試験科目である宗教、論理学、哲学、経済学、法律学、技術、教育学の全国水準を決定。	Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung
2007年5月	KMK 決議：国際的に学習能力を比較するための対象グループの特定。	Verwaltungsabkommen zwischen Bund und Ländern (Feststellung der Leistungsfähigkeit des Bildungswesens im internationalen Vergleich)
2007年9月	KMK 決議：全国共通の高等学校教育水準を導入。	Vereinbarung über Einheitliche Prüfungsanforderungen in der Abiturprüfung

出典：KMK[<http://www.kmk.org/doku/home.htm?bildungsw>]

2) IQBの活動

IQB は、ドイツの学校教育システムを改善することを目的として活動しており、特に以下に挙げる3点を目標としている。

- ・ 国際比較した場合の学力水準を高めること
- ・ 各連邦州が高レベルの授業を実現するための支援と学校への補助
- ・ 州政府を超えた高レベルの教育政策を提供することと、各連邦州間の情報交換を強化することで効果的な比較を可能にし、かつ柔軟性のある学校制度へと改善すること

また、教育スタンダードを設定するために必要な情報収集のために、国内学校施設に対する教育モニタリング調査を実施している他、各連邦州間の学校教育システムの報告機関

としての役割も果たす。

IQB が設定する教育スタンダードは、学力向上を達成するための教育水準を明確にするものであり、教育水準を評価するための重要な基準となる。この教育スタンダードにより、長期的な教育の質の管理を可能とする指標を作成できることが期待される。IQB は、国内の教育スタンダードを更に開発、標準化し、最終的にその達成度を学術的に検証しなければならぬとされており、以下のようなプロセスを経て実施される。

- ・各課目ごとの教育スタンダードを作成するための膨大な数の練習問題を作成
- ・学習能力の定義：ここでは各課目について、生徒が特定の学年内にどれだけの知識を有していなければならないかが詳細に明記されなければならない。
- ・学習能力比較課題の作成：この比較課題は生徒から得られる特定の知識を把握するためのものである。
- ・コンピュータを利用した試験の実施と、その評価及び応答システムの開発。

IQB では、OECD の PISA チームの研究者等、多数の研究者の参加によって、教育モニタリングのための試験問題を開発している。開発した試験を全国的に実施し、生徒が一定の教学力準に達しているか否かを明らかにすることが可能となる。KMK では、学力水準の統一化を更に進めるために、高等学校卒業試験の問題を一元化し、各州が同試験に基づいて試験問題を作成することも考えられているが、採点方法が統一されないため、公正な評価は難しいとする見方もある⁴⁸。

なお、教育モニタリング調査には、教育学的及び心理学的診断法、また、学校ごとの授業・学習内容調査については、専門的教授法と教育学及び心理学の専門分野に分けて調査を行うことが必要とされている。

3) 教育モニタリングの方法と経過

全国共通の教育モニタリングは、国際的学習能力試験〔PISA、国際数学・理科教育動向調査 (Third International Mathematics and Science Study : TIMSS)、小学校読解力調査 (Internationale Grundschule Leseuntersuchung : IGLU)〕の結果と、これらの試験と並行して実施される連邦各州ごとの学力比較調査の結果を分析し、教育スタンダードと比較・評価して行われている。その分析・評価に基づき、最終的には、連邦各州と連邦政府が共同して報告書を作成される予定である。報告書では、連邦州ごとの特徴を比較するために学習の開始時と終了時が同一である生徒を対象として、社会的、人種的相違点、性別による相違点を分析して作成される予定である。

前述したとおり、教育モニタリングは、IQB により行われており、連邦各州は IQB による教育スタンダードを学校運営に導入しなければならないこととされている。同モニタリングを参考にした最終結論と今後の方針を含む、新たな全国共通の教育スタンダードは、2008 年に発表される予定である。

この新たな教育スタンダードは、小学校 3 年生、基幹学校 8 年生、基幹学校終了時の 9

⁴⁸ 出典: IQB、「IQB 設立の目的」、p.1~2[<http://www.iqb.hu-berlin.de/institut>]

年生で実施される学力試験の結果を分析して作成される。その試験結果は、国際的学習能力試験及び（2011年導入予定の）全国共通の国内学力比較試験の結果と照合される予定であり、膨大なデータ分析資料を利用する本方式により、ドイツにおいて初のシステム化された教育スタンダードが作成されることとなる。IQBがスタンダード化する予定の対象課題は、ドイツ語、数学、第1外国語、生物、科学、物理の6科目である。ドイツ語、数学、第1外国語の教育スタンダードは、2007年から2009年間に発表され、生物、科学、物理のそれは、2010年までに発表される。この教育スタンダードを用いたドイツ語、数学の国内学力試験は5年ごとに実施され、第1回目の試験は、2011年に施行されるIGLUと同時に実施され、その結果は、2012年に発表される予定である。

なお、これまで、各連邦州は、過去数年間に、各連邦州独自のまたは州範囲を超えた学習指導要綱を参考とした試験を既に実施してきている。これらは、学習能力比較試験であり、KMKで決議された教育スタンダードに沿って様々なレベルで実施されている。具体的には、小学校3、4年生でドイツ語、算数の試験、基幹学校8、9年生でドイツ語、数学、第1外国語の試験、基幹学校9、10年生でドイツ語、数学第1外国語の試験が実施されている。しかし、KMKでは、各連邦州独自の学力試験ではなく、全国共通の国内学力比較試験⁴⁹を実施することが討議されている。この試験を実施することで、学校はその教育指導方法や学校組織を改善することができ、試験結果により、学校の能力向上、生徒に対する目的別の支援策、教師に対する再教育の必要性等が明確になる。この全国共通の国内学力比較試験と国際的学習能力試験では、その目的が異なっており、ドイツ統一学力試験は、教育スタンダードが掲げる目標が達成されたか否かを明確にできるため、国内的には同試験が重要となる。一方、国際的学習能力試験は、ドイツの教育システムと他国の教育システムの比較する上で重要である。また、ドイツ統一学力試験の結果を集計したデータを分析することにより短期間で現状の見通しが把握でき、教育方法の確立、生徒の（学力に基づいた）グループ分けが実現できる。このドイツ統一学力試験の結果は、学校制度の評価やモニタリングを実施する際に重要である。この試験結果を分析することによりドイツ政府とドイツ連邦各州は、現在のシステムの問題点を見出し、新たな政策を作成することができる。

また、PISA試験は、実施間隔が短く、試験の結果発表と、次回の試験が実施されるまでの間にわずか12ヵ月しかないため、次回の試験に向けて学習能力の向上を目標とした政策を立案するには期間が短すぎ、次回に向けての最善策を練ることができない。この状況を考慮して、今後は、重点科目をドイツ語、英語、第2外国語、数学、自然科学と定め、全国共通の国内学力比較試験と国際的学習能力試験を利用して、生徒の学力を比較する際に参考となる試験として実施することとなった。

⁴⁹ これは、2008年に発表される予定の報告書を検討・分析した後に作成される予定のテストである（KMKによりこれを導入すべきか否かが討議されている）。

図表 2.2.4-4 国際的学習能力試験と国内試験の実施計画(小学校)

年度	調査 / 報告	テスト内容
2006	PIRLS/IGLU-E	・3、4 学年生の教育スタンダードを評価するための試験として実施。対象科目は、ドイツ語と数学。
2006		・PIRLS-Skala の試験内容を参考にドイツ語、数学について国内独自の試験を作成
2007		・3、4 学年生のドイツ語、数学に関する教育スタンダードの見直しと、改定。
2007	TIMSS	・TIMSS の試験内容を参考に国内独自の試験を作成
2007	IGLU	・国際的学習能力試験の結果を報告
2008		・IGLU-E 試験の結果を報告し、各連邦州の学力比較を実施
2008	TIMSS	・国際的学習能力試験の結果を報告
2008		・ドイツ語、数学の教育スタンダードに関する最終報告書を作成（上述の見直しと、改定を反映）
2011	IGLU / TIMSS	・IGLU と TIMSS の実施
2011		・ドイツ国内の読解力、数学学力の試験を作成するための試験内容を決定
2012	IGLU / TIMSS	・国際的学習能力試験の結果を報告
2012	IGLU / TIMSS	・国際的学習能力試験の結果を報告し、その結果に基づいた各連邦州の学力比較を実施
2015	TIMSS	・TIMSS の実施
2016	IGLU	・IGLU の実施
2016		・ドイツ語、数学の各連邦州における新たな学力比較試験の導入
2016	TIMSS	・国際的学習能力試験の結果を報告
2017	IGLU	・国際的学習能力試験の結果を報告
2017		・ドイツ語、数学の学力比較試験の各連邦州ごとの結果を報告

注 1) PIRLS (Progress in International Reading Literacy Study) : 国際到達度評価学会が行う、国際的な読解リテラシー調査。第1回は2001年(35カ国)に実施。以降、2006年(40/41カ国)、2011年と5年おきに実施を計画。対象者の平均年齢は9.5歳。

注 2) PIRLS-Skala: PIRLS の試験結果の分析と指標。

出典: KMK「全国教育モニタリング調査」、p. 3~19、

[http://www.kmk.org/doc/beschl/Gesamtstrategie_Bildungsmonitoring.pdf]

図表 2.2.4-5 国際的学習能力試験と国内試験の実施計画(5年生から13年生まで)

年度	研究 / 報告	試験内容
2006		・教育スタンダードのための数学試験:第9学年を対象(ハウプトシューレとギムナジウム)
2006	PISA	・PISAの実施
2007	PISA	・国際的学習能力試験の結果を報告
2007		・国内学力比較試験のドイツ語、英語、外国語の試験内容を、教育スタンダードが規定するドイツ語、英語、その他の外国語の試験内容と照らし合わせる。
2008	PISA	・各連邦州間における学力比較の結果を発表
2008		・ドイツ語、英語、その他の外国語の教育スタンダードの試験内容と定義を制定(2008年に発表される教育スタンダードの項目として)
2008		・数学、自然科学の教育スタンダードの試験内容と定義を制定(2008年に発表される教育スタンダードの項目として)
2009	PISA	・PISAの実施 ・国内でのドイツ語、数学試験の実施
2009		・各連邦州間におけるドイツ語、英語、他の外国語の学力比較試験を実施
2010	PISA	・国際的学習能力試験の結果を報告
2010		・数学、自然科学の教育スタンダードと学習内容の規定
2010		・連邦州間におけるドイツ語、英語、他の外国語の学力比較の結果を報告
2012	PISA	・PISAの実施 ・国内でのドイツ語、数学試験の実施
2012		・各連邦州間における数学、自然科学の学力比較試験を実施
2013	PISA	・国際的学習能力試験の結果を報告
2013		・連邦州間における数学、自然科学の学力比較試験の結果を報告
2015	PISA	・PISAの実施 ・国内でのドイツ語、数学試験の実施
2015		・各連邦州間におけるドイツ語、英語、他の外国語の学力比較を実施
2016	PISA	・国際的学習能力試験の結果を報告
2016		・連邦州間におけるドイツ語、英語、他の外国語の学力比較試験の結果を報告
2018	PISA	・PISAの実施 ・国内のドイツ語、数学試験の実施
2018		・各連邦州間における数学、自然科学の学力比較を実施
2019	PISA	・国際的学習能力試験の結果を報告
2019		・連邦州間における数学、自然科学の学力比較試験の結果を報告

出典: KMK「全国教育モニタリング調査」、p. 3~19、

[http://www.kmk.org/doc/beschl/Gesamtstrategie_Bildungsmonitoring.pdf]

(3) 州政府における教育システムに対する評価

1) 教育制度に関する評価⁵⁰

教育制度の評価は、各ドイツ連邦州政府による独自の方法で実施されている。原則的には、学校組織に対する「専門監督」、「法的監督（学務監督）」そして「職務監督」によって教育制度の評価が行われている。教育制度の評価は、各州教育省の管轄下にある学校当局学務監督課が実施している。

専門監督は、学校の授業と教育活動の評価を実施するものである。具体的には、①学習指導要綱、その他の法律・規則が厳格に遵守されているか、②授業・学校教育が専門的に的確に行われているか、または採用している方法が適切であるか、そして③全体的に可能な限りに改善されているか、といった点を監督している。学校訪問、授業見学、相談活動等により現場で評価を実施している。

学校制度上（小学校から大学まで）の法的監督である学務監督は⁵¹、学校の管理部門や学校で発生する問題（学校校舎の維持、学校施設の整備等）の監督を行うものである。

職務監督は、公立学校の教師、学校長を対象に、教師による任務の遂行状況を監視するものである。文化・教育省が定める法的ガイドラインに基づき、特定の時期（教師の採用期間の終了時、昇進時、人事異動時等）、または周期的に教師を評価している。これは各教師の能力向上、学校組織内における職業能力の維持に役立てられている。教師の教育者としての適性と専門性は、学校長や学校当局学務監督課による授業見学を基本に、学校長による教師の適性評価をまとめた報告書や、教師との面接、生徒の学力の進展状況の観察、教師の自己評価等に基づいて評価される。

2) ベルリン市州における「学校発展計画」

ベルリン市州は、2004年1月26日の学校法（Schulgesetz）の発効と教育改革の基本方針に基づいて、「学校発展計画：2006 - 2011年（“Schulentwicklungsplan fuer die Jahre 2006-2011”）」を発行している。

Berlin Senatsverwaltung für Bildung, Wissenschaft und Forschung の関係者によると、2004年以前についても、より非統計的・非数値的ではあるが、資料が発表されている。同じく関係者によると、同計画そのものを評価していることはない。同計画の目的は、2006年から2011年までの間に、教育分野における包括的なモニタリングを行い、個々の学校が明確な目標を持てるようにすること、並びに個々の学校を精査することにある。同計画により、ベルリン州政府と市民がベルリンの学校システムの発展に関する情報の拠り所となっている。

他の大部分の州政府も、独自の品質管理機関（quality agency）と連携して、学校の評価及び調査を行っている。

⁵⁰ 出典：KMK, p.55～56 [<http://www.kmk.org/doku/home.htm?bildungsw>]

⁵¹ 出典：Innovationsportal(ドイツ教育制度の単語辞書ページ)

[<http://www.bildungsserver.de/innovationsportal/glossarset.html?ld=138&sp=0&>]

(4) 収集した参考資料

教育制度品質開発研究所 (IQB) : <http://www.iqb.hu-berlin.de/institut>

全国文部大臣会議 (KMK) : <http://www.kmk.org/doku/home.htm?bildungsw>

全国教育モニタリング調査 :

http://www.kmk.org/doc/beschl/Gesamtstrategie_Bildungsmonitoring.pdf

2.2.5 アメリカ

(1) 特徴と得られた示唆

1) アメリカにおける教育分野の計画の評価手法の特徴

■連邦教育省

アメリカでは、教育は州の専管事項であり、連邦レベルでの包括的な「教育基本計画」は存在していない。ただし、2002年に制定された「落ちこぼれを作らないための初等教育法 (No Child Left Behind Act of 2001)」(以下、NCLB)は教育改革に関する施策を包括的に規定し、ほとんどの州が任意で導入している状況から各州共通の枠組とみなすことができる。

このNCLBでは、各州がそれぞれの施策の数値目標を設定することになっているため、連邦政府の定める数値目標のほとんどは達成年度が設定されているのみである。(例：州は、2005-2006年度までに第3学年～第8学年および高校を対象とする読解力の教育スタンダードに基づく評価システムを導入する。)

また、NCLBは連邦補助金の受給条件として、カリキュラム基準や到達目標となる教育スタンダードの策定、学力テストの実施と結果公表等の施策の実施を要請しているが、同時に施策の実効性を高めて学力向上につなげるために、科学的研究によって有効性が証明された施策や指導法の採用を推奨している。そこで、連邦教育省は2002年にWhat Works Clearing House(WWC)を設立し、5年間で約1,000-2,000万ドルの予算を投じ、NCLBに基づく施策、指導法等を対象に、科学的根拠のある研究によってその有効性を評価し、州政府、学区、学校が施策立案やカリキュラム・教材選定の際に必要な最新でかつ質の高い評価結果を提供している。

■バージニア州

バージニア州には、教育行政の決定機関である教育委員会が策定する教育総合計画があり、この計画は5年後を目標年次として2年毎に改定されている。計画を構成する施策や事業はその達成状況や実績が毎年評価されて年次報告書として公開される。

また、州教育省は全省横断の行政評価システムの枠組のなかで、毎年業績目標を策定、評価している。

2) 日本における教育振興基本計画の評価手法等の検討に対して得られた示唆

教育計画の策定に関しての示唆には、計画には測定可能な指標を設定し、測定できない指標(あるいは測定する方法がない指標)を設定しないようにすることが重要との示唆を得た。

また、WWCは「科学的根拠のある研究」によって施策等の有効性を証明することを推進しているが、特に厳密な証拠が得られるとするランダム化比較試験(Randomized Controlled Trial:RCT)は、通常5年の調査期間を要するため、莫大な費用(5年間で総

予算 1,000-2,000 万ドル) や生徒や学校などをランダムに実験グループと比較グループを設定する困難さなどの課題が明らかになっている。また、このような課題に加え、評価結果を公開するだけでは、州政府や学区などが施策を導入するきっかけにはなりにくく、現在評価結果を実践的に活用するためのガイドブックなどを作成しているところである、とのことであった。

(2) バージニア州における教育分野の基本計画（以下「教育基本計画」）の概要

アメリカでは、憲法 1 条第 8 節第 10 修正 (1791 年 12 月) により、教育は州の専管事項とされているため、連邦レベルでの包括的な「教育基本計画」存在していない。

連邦レベルの教育行政機関である連邦教育省の役割は、教育の機会均等などの教育支援への支援に止まる一方で、州は、州憲法及び州法 (州教育法) に基づいて独自に州内の教育全般を統括している。このような状況を踏まえ、本調査では州政府を主な対象とすることとし、より具体的に教育分野の基本計画の策定や評価状況などを把握するため、連邦教育省の推薦を受けた「バージニア州」を調査対象とした。

1) 総合計画等との関係

バージニア州では、州教育行政の決定機関として、州内の教育全般 (実質的には初等中等教育中心) について最終的な責任を負う、教育委員会が「教育総合計画 (Board of Education Comprehensive Plan) を策定している。教育行政に影響のある方針や計画等には、バージニア州知事方針、議会方針、州教育省の行政評価結果等があるが、教育委員会は教育行政の決定機関として独自の計画を策定できる権限があり、図表 2.2.5-1、図表 2.2.5-2 に示す通り、関連計画等とは完全に連動してはいない。現在は、「教育総合計画 2007 年-2012 年 (Board of Education Comprehensive Plan)」が進行中である。

図表 2.2.5-1 教育総合計画(Board of Education Comprehensive Plan)

目標 1 : 教育委員会はバージニア州の全ての公立学校の教育水準を向上させることを継続する。
目標 2 : 教育委員会は、児童生徒グループ間の学力達成度における格差を解消し、全ての児童生徒の学問的成功を増大するよう学校や学区を支援するようリーダーシップを発揮する。
目標 3 : 教育委員会は、全ての学校と学区が卓越した学力達成状況を目指すように配慮しつつも、慢性的に学力達成度が低い学校と学区に重点を置きながら、全ての学校の説明責任を支援する。
目標 4 : 教育委員会は、保護者と協働し、全ての幼児が成功に必要なスキルを備えて幼稚園に入園する準備ができるよう支援する。
目標 5 : 教育委員会は、幼稚園から第12学年 (高校3年) の全ての児童生徒がリテラシー・スキルを習得できるような政策を立案する。
目標 6 : 教育委員会は教育に関わる人材の養成、採用、維持を強化するような政策や基準を導入する。それらには、意義のある継続的なプロフェッショナル・デベロップメントを含む。
目標 7 : 教育委員会は、州や連邦レベルの法律や法令の規定を実施するあたりリーダーシップを発揮する。
目標 8 : 教育委員会は、学校と学区に対して、指導と学習のプロセスを促進させるような安全で安心できる環境を確保できるようにリーダーシップを発揮する。

出典: Board of Education Comprehensive Plan(2007-2012)

図 2.2.5-2 行政評価の対象となる州教育省の掲げる目標

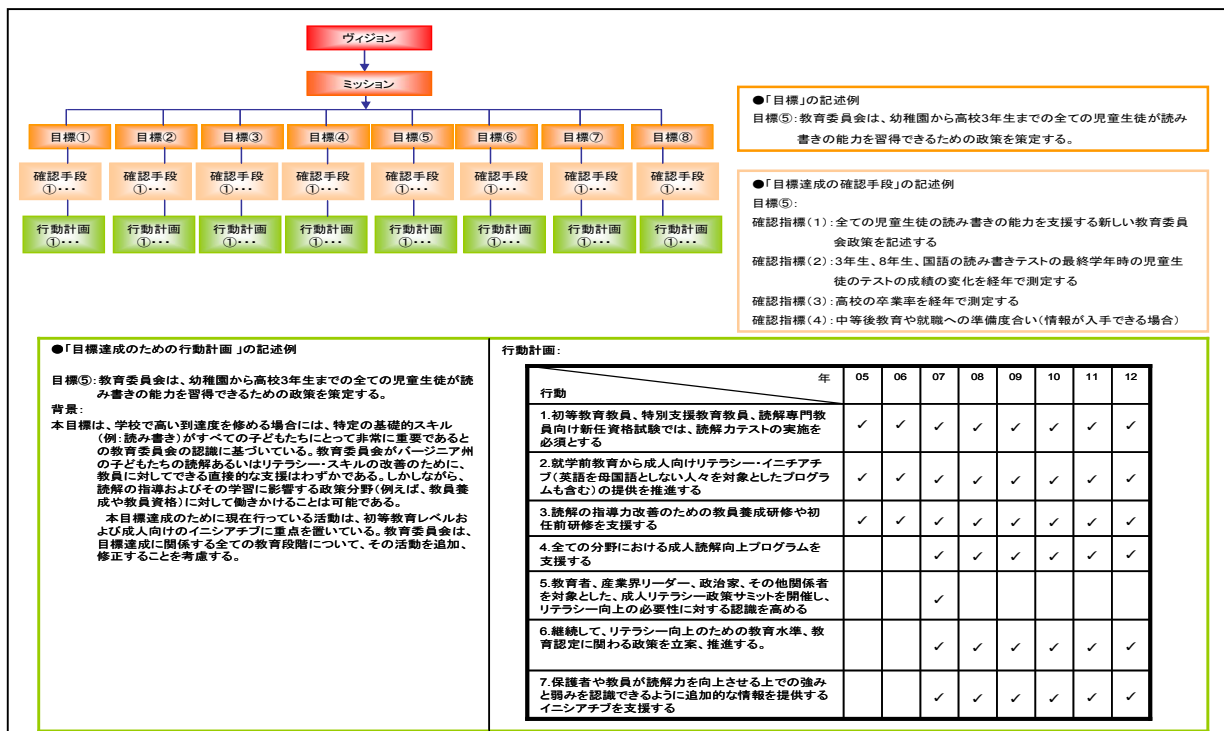
- 目標 1：「バージニア就学前イニシアチブ」事業のサービスを受けている危機的な状態⁵²にある 4 歳児の割合を増やす。
- 目標 2：第 8 学年（中学 2 年）までに代数 I を履修している生徒の割合を増やす。
- 目標 3：「キャリア・技術教育プログラム」を履修している高校生のキャリア・レディネスを高める。
- 目標 4：認定学校⁵³の割合を増やす。
- 目標 5：高校卒業率を高める。
- 目標 6：上級修了資格⁵⁴を取得する高校生の割合を増やす。
- 目標 7：第 3 学年までに読むことができる児童の数を増やす。
- 目標 8：上級コース（Advanced Placement）⁵⁵、国際バカロレア資格、デュアル履修コース（Dual Enrollment courses）⁵⁶の履修学生の割合を増やす。

出典: Virginia Performs-Agency Performance Measures

2) 計画の体系

「教育総合計画」のうち、計画の主要部分は、「ビジョン」、「ミッション」、「目標」、「目標達成のための確認手段」、「目標達成のための行動計画」、「進捗状況の評価」で構成され、その他「入学者数の予測」、「重要な人口動態の傾向」、「関連計画」、「付録」などで構成されている。計画の主要部分は図表 2.2.5-3 に示すような構造になっている。「進捗状況の評価」では、前計画（2005 年-2010 年）の評価が記述され、具体的な達成事項は「付録」で報告されている。

図表 2.2.5-3 教育総合計画の主要部分の体系



出典: Board of Education Comprehensive Plan(2007-2012)から抜粋、作成

⁵² 幼児虐待や貧困などによって危機的な状態に陥っていること
⁵³ 州が実施する各種到達度テストの結果に応じて、学校は認定(Fully Accredited)、警告付認定(Accredited with warning)、否認(Accredited Denied)、条件付認定(Conditionally Accredited)に分類される。
⁵⁴ 高校卒業に必要な履修および成績を上回る成績を収めた者に与えられる資格
⁵⁵ 大学レベルの上級コースを履修し、年度末に実施される全国試験で一定以上の成績を修めることで、当該科目について大学の単位取得が可能になる制度。
⁵⁶ コミュニティカレッジの授業およびコミュニティカレッジレベル相当の授業を履修し、一定以上の成績を修めることで当該科目についてコミュニティカレッジの単位取得が可能になる制度。

3) 対象分野

就学前教育（幼稚園）、初等中等教育を対象範囲としている。高等教育は、州高等教育カウンスル（State Council of Higher Education for Virginia）が所管している。

4) 計画策定のプロセス、策定の体制・主体

策定主体は教育委員会であり、毎月開催される教育委員会会議で審議の後、パブリックコメントを反映し、総合計画を改定しているとのことである。

基本的なプロセスとスケジュールは以下の通りである。

- 11月：前年度の年次報告書の確定・公開
- 4-6月：前年度の年次報告書を受けて、現行総合計画の修正
- 6-7月：教育委員会会議で、改訂版総合計画案の確定
- 7-8月：パブリックコメント受付・反映
- 9月：教育委員会会議で、改訂版総合計画案の承認、改訂版総合計画の公開

5) 策定・見直しの時期、計画対象年次

総合計画は5年後を目標年次とする計画となっており、策定主体である教育委員会は2年毎に改訂版を策定している。

6) 計画の範囲（政策、施策、事業）

図 2.2.5-3 の例に見るように、計画の目標は施策レベルで記述されている。

7) 指標・目標の設定状況と設定プロセス／根拠

図表 2.2.5-4 に示す通り、目標には目標の達成を確認するための手段が記述（～の目標達成を確認するには、読み書きテストの結果を経年で測定する、など）されているが、数値化された指標は設定されていない。

図表 2.2.5-4 指標・目標の設定状況

目標の記述例	確認指標の設定例
教育委員会は、保護者と協働し、全ての幼児が成功に必要なスキルを備えて幼稚園に入園する準備ができるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none">● 幼稚園前教育における子どもの成功を促進する学校の取組を支援する教育委員会の活動を記録する。● 入園時に入園に必要な能力を保有している子どもの割合を入園後に行う読み書きテストなどによって、経年で測定する。● バージニア就学前イニシアチブ事業、あるいは質の高い他の就学前プログラムのサービスを受けている危機的な状態にある子どもの割合を経年で測定する。
教育委員会は、幼稚園から高校3年生までの全ての児童生徒が読み書きの能力を習得できるための政策を策定する。	<ul style="list-style-type: none">● 全ての児童生徒の読み書きの能力を支援する新しい教育委員会政策を記述する● 3年生、8年生、国語の読み書きテストの最終学年時の児童生徒のテストの成績の変化を経年で測定する● 高校の卒業率を経年で測定する● 中等後教育や就職への準備度合い（情報が入手できる場合）

目標の記述例	確認指標の設定例
教育委員会は、学校と学区に対して、指導と学習のプロセスを促進させるような安全で安心できる環境を確保できるようにリーダーシップを発揮する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で安心な環境を創出するために教育委員会が執った先導的な行動を記録する。 ● 学校の安全と安心に関する定量的な方法によって経年で測定する。その方法は、バージニア州のウェブ上の報告システム、あるいはその他の情報源から活用可能な証拠を使って開発する。

出典：Board of Education Comprehensive Plan(2007-2012)から抜粋、作成

8) 他組織の計画への反映状況

州教育省は教育委員会の策定する教育総合計画とは別に、全省横断の行政評価システムの枠組の中で、業績評価のための目標設定・評価を行っている。この目標は、教育総合計画を参照しているといえるものの、より州知事の策定する教育分野に関連した計画に連動しているということだった。

(3) 教育基本計画の評価方法等

1) 評価の体系

教育委員会は、2年毎に改定している教育総合計画の目標の進捗を毎年管理している。2006年までは目標の一部の進捗管理のみ行っていたが、2007年からは確実な目標達成を目指し、すべての目標の進捗管理が行われるようになった。

また、バージニア州は全省横断の行政評価システム「バージニア・パフォーマンス(Virginia Performs. 以下 VP)」を導入しており、州教育省の教育行政サービスはVPの評価の対象にもなっている。ただし、先述のとおり、州教育省の掲げる業績目標と教育委員会が策定する教育総合計画の目標は一致していない。

2) 評価の対象(政策、施策、事業)

総合計画に掲げる目標を対象とした評価を実施している。評価結果である年次報告書では、計画に含まれる各目標と施策および、各施策を構成する事業の実績や進捗状況を評価している。

一方、VPは、教育総合計画のうち主要な施策に関連する8つの業績目標を設定し、基本的に施策を対象とした評価を実施している。

3) 評価の実施頻度・時期と根拠

教育委員会は、毎月実施する委員会で目標の進捗管理を行い、毎年年次報告書を作成し総括的な評価を行う。年次報告書は毎年11月頃に教育委員会が最終的な承認を行い、知事および議会に提出される。

VPにおいては、各部局が毎年評価を行う。ただし、VPはオンライン上で随時更新が可能なシステムであるため、担当部局は評価データが収集できた時点で更新している。またVPは一般にも公開されており、閲覧が可能である。

4) 評価の体制・主体

教育委員会は、毎月実施する委員会で目標の進捗管理を行い、毎年11月頃に年次報告書を作成し、総括的な目標の達成状況を確認する。年次報告書は教育委員会が最終的な承認を行い、知事および議会に提出される。

5) 評価の視点と方法

教育総合計画は、目標の達成状況及び目標達成のための行動計画の実績の視点から評価する。

VPは、業績目標に対して設定された、数値化されたアウトカム指標に対して、目標の達成度の視点から評価する。

6) 評価に必要なデータの収集方法

教育総合計画およびVPの評価に必要なデータの収集は、州教育委員会の担当部局が直接あるいは学区教育事務所を通じて収集する。

(4) 評価結果の活用・公表方法

1) 評価結果の活用状況

教育総合計画の結果は年次報告書として毎年取りまとめられ、州知事および議会に提出される他、州教育省のHPで公開される。また、報告書は2年毎に行う教育総合計画の改訂に反映される。

VPの結果は業績目標の達成状況を可視化するほか、行政サービスの説明責任の役割を果たしている。VPの結果はVPの専用HP⁵⁷で一般公開されている。

2) 住民への公表の実施状況・方法・対象範囲

年次報告書は、教育委員会の月例会議の議題として審議されるが、月例会議は基本的に一般に公開されているため、その場で住民の意見を聴取することが可能である。

3) 評価結果に対する住民からの意見への対応状況

上述のとおり、教育委員会の月例会議で一般市民が議題を提出することができるため、このような開かれた場を利用することもあるほか、各部局の窓口がHPで案内されており、担当部局で直接対応する場合もある。

(5) 教育基本計画の評価及び結果の活用・公表における課題

1) 計画の評価における課題

現在バージニア州教育委員会ではより厳密で適切に目標の進捗状況を把握することを目

⁵⁷ <http://www.vaperforms.virginia.gov/index.php>

的とし、従来目標の一部に対する評価を行っていた方法を見直し、全ての目標を評価の対象とする方針で2007年の年次報告書を作成した。年次報告書では、目標を達成するための施策に含まれる事業の評価も行うようになった。教育委員会としては計画と評価のあり方を模索している状態である、との回答があった。

2) 結果の活用・公表における課題

特に大きな課題は認識していない、とのことであった。

(6) その他

教育行政の構造的な問題がもたらす計画と評価の複雑性と教育サービス全体の把握の困難性について指摘があった。これは、教育委員会は教育行政の決定機関として、教育行政の執行機関である州教育省から独立し、教育総合計画の策定および評価を行っているものの、教育分野の計画は教育総合計画が唯一の計画ではなく、実際には知事方針や議会方針においても教育分野の計画が含まれ、計画に対しての実績が存在している。そのため、複数の計画が存在し、それらは一部同様であったり、目的と手段の関係にあたりなど様々な相関関係にあり、教育サービスの成果を把握することが難しい状況にある、との回答があった。

(7) 収集した参考資料

Virginia Department Education Strategic Plan Goals(July 7, 2005)

Board of Education Comprehensive Plan(2005-2010)

Board of Education Comprehensive Plan(2007-2012)

Annual report on the condition and needs of public schools in Virginia, 2006

Draft Annual report on the condition and needs of public schools in Virginia, 2007

Virginia Performs-Agency Performance Measures

3. 国内事例調査

3.1 国内事例調査の結果概要

国内の事例調査を行った 10 自治体のうち、訪問ヒアリングによって詳細を把握した 6 自治体について、その概要を一覧表に整理した。

	北海道	岩手県	静岡県
対象となる計画	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称： <ul style="list-style-type: none"> ・「第三次北海道教育長期総合計画」 ■計画の位置づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・北海道総合計画の教育分野を詳細化した、分野別計画 ■計画期間： <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年度からの10年間 ■計画体系： <ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」及び「実施計画」 ・「実施計画」は、計画期間の前期と後期にそれぞれ策定 ■対象分野：学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校、大学・専門学校）、生涯学習、社会教育、文化・スポーツ ■指標・数値目標： <ul style="list-style-type: none"> ・定量化が可能な施策については、指標及び数値目標を設定 ・後期実施計画では55指標を設定 ■予算の裏づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画において、計画の推進に必要な資金量を提供している 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称： <ul style="list-style-type: none"> ・「第8次岩手県教育振興基本計画」 ■計画の位置づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県総合計画の教育分野の内容を具体化した計画（アクションプラン） ■計画期間： <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度からの12年間 ■計画体系： <ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」（総論・各論）及び「実施計画」 ■対象分野： <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）、生涯学習、社会教育、体育・スポーツ、文化芸術、文化財 ■指標・数値目標： <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画で掲げる指標・目標を採用 ・計画策定当初は、31の「主要な指標」を設定 ■予算の裏づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定時点では予算の裏づけはなし 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称： <ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県教育計画『人づくり』2010プラン」 ■計画の位置づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県総合計画の教育分野を詳細化した、分野別計画 ■計画期間： <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度からの9年間 ・中間年度（平成18年度）に見直しを行い、現在は、後期計画が進行中 ■計画体系： <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」と「基本計画」 ・計画では、施策レベルまでが記載されており、具体的な事業については、年度ごとに策定する「教育行政の基本方針と教育予算」に示される ■対象分野： <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）、生涯学習、社会教育、家庭教育、文化・スポーツ ■指標・数値目標： <ul style="list-style-type: none"> ・後期計画では、アウトカム指標を中心に、67指標を設定 ■予算の裏づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・一部の施策については予算の裏づけあり
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ■評価の対象： <ul style="list-style-type: none"> ・施策体系に掲げる目標および施策 ■評価の体制・主体： <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ■評価の実施頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・2年毎 ■根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・「教育長期総合計画施策評価実施方針」（2年毎の評価に合わせて、都度、策定） ■評価の視点・方法： <ul style="list-style-type: none"> ・施策の推進状況（数値目標の達成度）を基本とした、内部評価を実施 ・評価の視点は、以下の4点。 <ul style="list-style-type: none"> －「目標の達成状況」 －「施策の基本方向」の推進状況 －「目標」達成に向けた施策の寄与度 －「主な施策」の展開の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> *知事部局が実施する「政策評価制度」における評価手法と同様。 ■評価の対象： <ul style="list-style-type: none"> ・施策推進上の基本単位となる総合計画の分野及び分野を構成する事務事業 ■評価の体制・主体： <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価：教育委員会及び必要に応じて知事部局の政策評価担当課 ・外部評価：岩手県政策評価委員会 ■評価の実施頻度：毎年度、4月～7月に実施 ■根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・「政策等の評価に関する条例」（平成15年10月9日岩手県条例第60号、平成16年1月1日から施行） ■評価の視点・方法： <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画に掲げる「主要な指標」の進捗状況（数値目標の達成度）を基本とし、県民意識調査結果（満足度・ニーズ度）などのほか、社会経済情勢も踏まえた上で、目指していた状況にどれだけ近づいたかという視点から、総合的に評価を実施 ・数値のない定性的な目標については、目標（計画）に対する実績（実施した内容等）により評価 ・事業の検証は、必要性・有効性・効率性の視点で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価の対象： <ul style="list-style-type: none"> ・各施策に設定された成果指標の進捗状況 ・中間年度の見直しは、計画全体が対象となった ■評価の体制・主体： <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ■評価の実施頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度 ■評価の視点・方法： <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、実施状況調査を実施 ・対象は、学校（悉皆）、教員（抽出）、児童生徒（抽出）、20歳以上の一般県民（抽出） ・評価の視点は、以下の2点 <ul style="list-style-type: none"> －目標の達成度 －施策体系の妥当性（目標の達成度をもとに、定性的な評価を実施） ・評価体系は教育分野として独立しているが、評価方法は、県全体の指針、マニュアルを踏襲
評価結果の活用・公表	<ul style="list-style-type: none"> ■評価結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進管理、重点政策などの政策展開、予算編成、組織機構改正、事務事業の見直し等の事務改善など教育分野のあらゆる分野に反映 ■評価結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・「第三次北海道教育長期総合計画推進状況報告書」として取りまとめて公表 ・上記報告書は、教育委員会ホームページでも公表している 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価結果は、県議会へ報告され、決算審査（10月）に活用 ・施策・事業の重点化（新たな施策・事業の創設や既存の施策・事業の拡充、改善などの検討）に活用し、翌年度予算の編成・人的資源の配置等に反映 ・県民に評価結果・反映状況を公表し、意見を求めている ■評価結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価を所管する知事部局のホームページで、教育分野を含む評価結果（「政策評価（平成18年度実績）の実施状況報告書」等）を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度、重点的に取り組むべき施策を検討する際に活用 ・「教育行政の基本方針と教育予算」に反映される ■評価結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況調査の結果を教育委員会ホームページで公表
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ■課題： <ul style="list-style-type: none"> ・実績ではなく、成果を捉えた評価方法の導入 ・住民に関心を持ってもらえる、わかりやすい結果の公表方法 	<ul style="list-style-type: none"> ■課題： <ul style="list-style-type: none"> ・現行の仕組みで問題ない 	<ul style="list-style-type: none"> ■課題： <ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム指標は、施策の成果を評価するには適しているが、因果関係はわからないため、施策や事業の直接的なパフォーマンスを評価できない

	島根県	宮崎県	京都市
対象となる計画	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称： <ul style="list-style-type: none"> ・「しまね教育ビジョン21」 ■計画期間： <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度からの10年間 ■計画体系： <ul style="list-style-type: none"> ・「総論」と「各論」 ■対象分野： <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）、家庭教育、文化・スポーツ ■指標・数値目標： <ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに、可能な範囲で85指標を設定 ・平成19年度までの数値目標が設定されており、以降の数値目標については、達成状況を踏まえて検討 ■計画の位置づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・島根県総合計画の教育分野を詳細化した、分野別計画 ■予算の裏づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・一部の施策については予算の裏づけあり 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称： <ul style="list-style-type: none"> ・「宮崎の教育創造プラン」 ■計画期間： <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度からの10年間 ■計画体系： <ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画」（総論・各論）及び「戦略プロジェクト」（実施計画） ■対象分野： <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）を中心に。「家庭教育への支援」、「就学前教育の充実」、「子どもの存在感の高揚を図る活動の場と機会の提供（地域社会における教育）」にも言及 ■指標・数値目標： <ul style="list-style-type: none"> ・指標は設定されておらず、評価は、県全体の行政評価（宮崎県総合計画の評価）と一体で実施 ・宮崎県総合計画では、6種類の指標が設定されている ■計画の位置づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画を踏まえ、宮崎県教育の「基本指針」として策定 ・市町村教育委員会に教育計画の策定や事業実施の「指針」として活用を依頼 ■予算の裏づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・予算の裏づけなし 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の名称： <ul style="list-style-type: none"> ・「京都市教育委員会政策推進方針」 ■計画期間： <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎に策定 ■計画体系： <ul style="list-style-type: none"> ・「政策推進方針」と「予算編成方針」 ■対象分野： <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育（幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校、大学・専門学校）、生涯学習、社会教育、家庭教育、文化・スポーツ ■指標・数値目標： <ul style="list-style-type: none"> ・指標は設定されておらず、評価は、市全体の行政評価（京都市総合計画の評価）と一体で実施 ・京都市総合計画では、アウトカム指標を中心に、指標が設定されている ■計画の位置づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・京都市総合計画の政策評価・施策評価結果を踏まえた、京都市政策重点化方針、予算編成方針を受けて教育委員会が策定 ■予算の裏づけ： <ul style="list-style-type: none"> ・予算の裏づけあり
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ■評価の対象： <ul style="list-style-type: none"> ・各施策と数値目標の達成状況 ・平成19年度に主に各論の見直しを実施予定。 ■評価の体制・主体： <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ■評価の実施頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度 ■根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・「しまね教育ビジョン」 ■評価の視点・方法： <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、数値目標の達成状況を把握するためのアンケート調査を実施 ・県民意識調査も活用 ・担当課による内部評価 ・評価の視点は、主に数値目標の達成状況 	<ul style="list-style-type: none"> *以下、宮崎県総合計画における行政評価の手法 *教育委員会としては、県内の国公立幼稚園・小学校・中学校、県立学校及びそれぞれの単位PTA代表、地域代表を対象にアンケート調査を実施し、県教育委員会の課題、学校・家庭・地域の取組として期待することを把握 ■評価の対象：施策レベル ■評価の体制・主体： <ul style="list-style-type: none"> ・施策担当課室長による評価シート作成による「自己評価」 ・学識経験者からなる「評価委員会」による「第三者評価」 ■評価の実施頻度：毎年度、4月～8月に実施 ■評価の視点・方法： <ul style="list-style-type: none"> ・「有効性」「効率性」の視点を中心に評価 ・主として「実績評価」（アウトカム評価）で実施 ・各施策において「成果指標」を設定し、その「実現状況」によって評価 ・指標化できない成果についても「成果指標」と同様に「達成率」を判断し、「成果指標」とあわせて総合的に評価 	<ul style="list-style-type: none"> *以下、京都市総合計画における行政評価の手法 ■評価の対象： <ul style="list-style-type: none"> ・政策及び施策 ■評価の体制・主体： <ul style="list-style-type: none"> ・京都市総合企画局政策推進室 ■評価の実施頻度： <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度 ■根拠： <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価条例（京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例） ■評価の視点・方法： <ul style="list-style-type: none"> ・客観指標評価と市民生活実感評価の二側面からの評価を実施 ・客観指標評価については、達成度、進捗、推移など、各指標に適した評価の視点を採用 ・市民生活実感評価については、20以上の市民3,000を対象に調査を実施 ・各施策の特性に応じて、評価の視点やルールを柔軟に設定
評価結果の活用・公表	<ul style="list-style-type: none"> ■評価結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の事業の見直しに活用 ■評価結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会ホームページで公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・構成事業の改善・充実 ・新規・改善事業については、緊急性・必要性を考慮し、財政当局と十分協議の上、構築する。 ■評価結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・「行政評価」については、県庁ホームページで公表 ・「プランの推進に係る調査」は市町村教育委員会、学校ほか関係機関に報告書冊子を送付するとともに、ホームページで公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■評価結果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の政策、施策評価をもとに、京都市政策重点化方針・予算編成方針が定められ、年度予算の各局裁量枠と重点化枠を決定 ・教育委員会では、上記の方針を受けて、毎年度、京都市教育委員会政策推進方針を策定 ■評価結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・京都市役所内の情報公開コーナーで閲覧ができる他、ホームページでも公表
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ■課題： <ul style="list-style-type: none"> ・個別事業の評価だけではなく、計画全体としての評価をどのように行うか ・県民へのわかりやすい評価結果の公表方法 	<ul style="list-style-type: none"> ■課題： <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画と一体となった評価体系である（教育委員会独自での評価は実施していない）ため、行政評価の観点が変更された場合、現プランとの整合性が問題となる 	<ul style="list-style-type: none"> ■課題： <ul style="list-style-type: none"> ・市民に関心を持ってもらうための公表方法の工夫が課題であるとし、行政評価のパンフレットを作成・配布するなどの取組を実施